

(仮称) 伊丹市鴻池計画に係る環境影響評価準備書に関する  
第2次住民意見に対する見解書

No.	住民意見	事業者見解
1	<p><b>【要旨】</b> 大型トラックの往来などで、渋滞発生が懸念される。</p> <p><b>【内容】</b> 渋滞多発、排気ガス汚染、環境問題が予測される事を回避して欲しい</p>	<p>渋滞については、事業計画地に最も近い鴻池交差点及び鴻池南交差点の2箇所において、信号交差点の処理の指標である交差点需要率を計算し、問題ないことを確認しました。</p> <p>また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>排気ガスについては、環境影響評価準備書「3.1 大気汚染」の中で、工事車両、供用時関係車両の走行に伴う大気汚染（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の影響について、調査・予測・評価しています。一般県道中野中筋線及び一般県道米谷昆陽尼崎線の官民境界における予測の結果、環境基準を達成するものと考えられます。また、付加率は現況のバックグラウンド濃度に対して、最大約1%と予測されますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>その他、工事車両や供用時関係車両の走行による騒音、振動の影響について、環境影響評価準備書の中で調査・予測・評価し、環境基準又は要請限度の値を下回るものと考えられますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>
2	<p><b>【要旨】</b> 環境の事を考えると、大型トラックが行き来するのは困ります。</p> <p><b>【内容】</b> 環境の事を考えると、大型トラックが行き来するのは困ります。</p>	<p>環境影響評価準備書の中で、工事車両、供用時関係車両の走行に伴う大気汚染、騒音、振動の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、環境基準又は要請限度の値を下回るものと考えられますが、更なる影響の低減を図るため準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>
3	<p><b>【要旨】</b> 住宅近接地への物流拠点建設に反対します。</p>	

	<p><b>【内容】</b> 交通安全への対策が不十分に思われる。近隣に中学校もあり、物流拠点の建設地としては不適格。そもそも住宅地の真ん中に物流拠点があるのを見たことがないし、立てるべきではない。24 時間の稼働など絶対にありえない。一日の 1000 台の出入りが発生して市民の安全が保てるとは到底考えられない。</p>	<p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。</p>
4	<p><b>【要旨】</b> 本事業について伊丹市長が令和 3 年 11 月 9 日に審査意見書を事業者に提出している。その内容に基づき、環境影響評価準備書を作成すべきだと考える。</p> <p><b>【内容】</b> 審査意見書の 1. 全般事項(1) 交通(イ) 事業計画地周辺の状況を鑑み、工事中及び施設共用後における、具体的な交通安全対策について、環境影響評価準備書に記載すること。なお、ガードマンの配置についても検討すること。となっているが、事業者の環境影響評価準備書には、ガードマンの配置についてや交通安全対策について、一切記載されていなかった。 環境影響評価準備書には口約束ではなく、ガードマンの配置や交通安全対策について文書として残して欲しい。</p>	<p>概要書に対していただいた市長意見に対しましては、事業者の見解を準備書の第 5 章に記載しました。いただいた意見書を踏まえて準備書を作成しています。</p> <p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います(環境影響評価準備書 P1-15 に記載)。</p>
5	<p><b>【要旨】</b> 環境評価として建設に問題なし、とは？ マンションの 10 から 15 年に一度の改修工事説明会と同じ日に説明会を開催する意図は？ 伊丹市は高松建設の神津倉庫も許可して、住民が事故の懸念ややはり今生活に支障あり、の意見を知ってますか？</p> <p><b>【内容】</b> 住宅街の中に建てるのに、一般的な基準での評価でいいのですか？ なぜ、市民が犠牲になってまで、我慢してまで、建設進める方に舵を切り、市も力及ばずなんてますか？ マンションの大規模工事説明会と日にちに丸か</p>	<p>環境影響評価は、事業の実施が周辺環境に与える影響について調査・予測・評価し、環境への影響をできる限り小さくするために、それらの結果を事業計画に反映させる一連の手続きの仕組みです。環境影響評価準備書に、工事中及び供用時において、本計画が周辺環境に及ぼす影響がどの程度あるのか、調査・予測・評価し、更に環境影響の低減を図るために実施する環境保全措置をまとめています。</p> <p>環境影響評価準備書では、本事業計画地の用途地域である準工業地域の基準で整理しましたが、近隣の住宅に配慮し、例えば騒音は、準工業地域の基準値より 5dB 程度抑えるような計画としています。</p> <p>住民説明会の日程を決定した経緯については、</p>

	<p>ぶりに設定するのは、市はどうとらえますか？</p> <p>神津倉庫と鴻池計画、同じ市内で、同じ被害の住民をまた作るのですか？</p> <p>説明会は「問題なしなので。基準満たしてます」の一点張りでした</p>	<p>伊丹市の環境影響評価に関する要綱で、環境影響評価準備書の公表日（8月1日）から30日以内（8月30日まで）に説明会を開催することが定められています。開催回数等について伊丹市とも相談し、平日の夜と休日の日中に各1回実施することを決定しました。貴マンションの大規模工事説明会の日程については存じ上げなかったため、結果的に開催日が重なってしまったという経緯です。</p> <p>説明会では、環境影響評価準備書の内容について説明をしました。住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行った結果、基準値等を満足する予測結果や評価となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>
6	<p><b>【要旨】</b></p> <p>住環境、生活環境の変化への配慮。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>1. 日照障害（日影規制）について</p> <p>当該住民説明会（以下「説明会」という。）における図表では、主に建築物（倉庫）の北側に位置する住宅を示して、「影響は狭い範囲に限られ」とありました。</p> <p>(1) 日照障害については、建築物の南側の影が問題であると認識していますが、なぜ北側だけを主にフォーカスする形で説明したのでしょうか。</p> <p>(2) A棟南東向きのベランダにおいては、向かいにある公団（ヴィレッジハウス）建物とニッタン機械小屋の間から日が昇り始めます（7月13日現在…延長線上に東中学校）。このニッタン機械小屋を廃し、長さ219m、高さ30mの建築物が建てられることで、この日の出から正午までの間の</p>	<p>1. 日照障害（日影規制）について</p> <p>(1) 環境影響評価準備書「3.5 日照障害（P3.5-6、3.5-7）」に、一年の中で最も日影が長くなる冬至日において、午前8時から午後4時の日影線が及ぶ範囲を図示しています。日影線が、主に北側に及ぶため、その結果を説明しました。</p> <p>(2) 日影の規制は、一年のうちで太陽が最も南に傾くことから日影が長くなる冬至日の午前8時から午後4時までの8時間が規制の対象時間となります。環境影響評価準備書p3.5-7に示した通り、冬至日における日影は建物の北側（北東から北西）に出現します。また、本事業で計画している建築物は、建築基準法に基</p>

<p>太陽の移動する線上にこの建築物が阻害するように建つこととなりますが、これは日影規制の対象となりませんか。</p> <p>(3) また日影規制については、冬至の日における影の投影時間を測るものと認識していますが、この影響については、昨年冬至の日に測られたのでしょうか。</p> <p>(4) 伊丹市から先に指摘のあった、この地域においては準工業地帯ではなく住宅地として取り扱うように、ということであれば、日陰になってよい時間は2時間だと推測しますが、それを数値的にクリアされたうえで「適合している」と認識してよろしいのでしょうか。</p> <p>(5) 冬至においては、前述の7月13日現在よりも太陽は南側に傾き、日照時間は短くなるはずですが、30mの高さを誇る建築物が境界線ぎりぎりに立って、2時間程度の日陰で済むのでしょうか。</p> <p>2. 騒音及び排気ガス</p> <p>(1) 建設時においては、クレーン車、トレーラーなどの大型車の出入りによる騒音を含め、遮音幕等の配備で配慮していただけたとの説明でしたが、基礎杭打ちの騒音についてはどうでしょうか。境界線ぎりぎりに、建築物を立ち上げるとなると、基礎杭打ちも目前で行われると認識しますが、防音は可能でしょうか。</p> <p>(2) 何日ぐらい、基礎杭打ちが続くのでしょうか。毎日、朝から夕方まで目前で大きな音に苛まれることになると、高齢者が多く住む当マンションでは体調不良を来す住民も現れるかと思われま。説明会で他の住民の方も質問されていましたが、その場合の相談窓口や保障対応はしていただけるのでしょうか。</p>	<p>づく日影の規制（環境影響評価準備書 p3. 5-5 の表 3. 5-4）を満足する計画となっています。</p> <p>(3) 日影の規制は、一年のうちで太陽が最も南に傾くことから日影が長くなる冬至日の午前8時から午後4時までの8時間が規制の対象時間となります。コンピュータソフトにて計画建物による冬至日の日影の予測を実施し準備書への掲載、説明会上映資料を作成しています。</p> <p>(4) 計画地の東側、南側、西側は住居系地域であり、これら住居系地域については、当該住居系地域の規制が適用されます。住居系地域の規制値は、敷地境界から5m～10mの範囲で4時間、敷地境界から10m超の範囲で2.5時間となっています。 本計画建物は上記の日影規制を満足する計画です。</p> <p>(5) 日影の規制は、一年のうちで太陽が最も南に傾くことから日影が長くなる冬至日の午前8時から午後4時までの8時間が規制の対象時間となります。また規制値は、上記(4)に記載した通りです。冬至日の日影は、準備書 p3. 5-6 に時刻別日影図を、p3. 5-7 に等時間日影図を掲載しています。</p> <p>2. 騒音及び排気ガス</p> <p>(1) 杭工事を含む工事の建設機械の稼働による騒音について、環境影響評価準備書で予測を行っており、「3.2 騒音 (P3. 2-20)」に示すとおり、最大62dBで、特定建設作業の規制基準(85dB以下)の値を下回ると予測されます。工事中は仮囲いを設置するとともに、必要に応じて防音パネル又は防音シートの設置を検討します。</p> <p>(2) 現時点では、杭工事は約1ヶ月を想定しています(環境影響評価準備書 P1-13)。相談窓口については、施工者決定後、工事開始前に周知をします。なお、各種基準に適合した工事の実施を施工者に実施していただく想定です。</p>
--	---

<p>(3) 業務開始後（供用後）においては、入るテナントによっては、使用する車両の騒音まで三菱地所株式会社様が直接関与しづらくなるものと危惧されますが、どのように規制されますか。説明会で他の住民の方も質問されていましたが、全長約18mのトラックなど大型車の搬出入は禁止していただきたい。また搬出入車の待機のための駐車時のアイドリングは環境問題からも禁止としていただきたい。</p> <p>3. 道路の渋滞（県道335号、142号及び当マンションとニッタンとの間にある生活用道路）搬出入車の待機、休憩、就寝等で道路を占有することは、次の理由から禁止としていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営バス、幼稚園、高齢者施設の送迎バスの運行を阻害する。また救急車等の緊急車両の進行やその活動の邪魔になる。</li> <li>・大型車の県道335号及び142号側での駐停車等で、住民等が、県道側からマンションに進入する際、大きな死角となり、歩道上の自転車、歩行者との人身事故が危惧される。</li> <li>・反対に、マンション側から県道側に出ようとする際に、道路をふさぐ形で駐停車されることで生活に相当の支障が出るのが危惧される。</li> </ul> <p>※県道以外にも、交差点信号による停車をかわすため、またマンション前の生活用道路に進入して住民の生活を脅かすことが危惧される。</p> <p>…この生活用道路では、高齢者、障がい者及び幼稚園などの施設の送迎バス等が駐停車し、その利用者、関係者を含め歩行者が道路を横断し、また乗降の補助のため道路上のスペースを活用しています。その横を猛スピードで突き抜けたり、幅のある大型車が無理やりに幅寄せすることで、相当に人身事故の危険性が増します。桜台小学校側の道路を利用しないことへの配慮と同様に、この道路への侵入についても配慮いただきたい。</p> <p>4. 不法投棄</p> <p>前述の搬出入車の待機、休憩、就寝等で車道を占有した際に、飲食等が伴った場合、弁当のガラ</p>	<p>(3) 建物設置者から、テナント宛て、当該手続きを踏まえて取りまとめる環境影響評価書を用いて周辺環境への配慮について共有します。</p> <p>共用時間関係車両の運行については、円滑な出入りや、歩行者及び自転車への交通安全に配慮して、本計画地へは左折 IN・左折 OUTのみとし、その他運行ルートの指定、出庫警報・ライト等の安全に配慮した設備を設置、不必要なアイドリングの禁止の注意喚起等の実施に努めます。</p> <p>3. 道路の渋滞</p> <p>供用時間関係車両の入場待ちによる路上停車を防ぐため、敷地内にトラックの待機駐車場を配置することに加え、なるべく多くの駐車場を確保出来るよう計画していきたいと考えています。また、施設周辺で路上駐停車をしないようテナント宛注意喚起を行うとともに、計画地南側のマンションと事業計画地との間にある生活用道路へ侵入しないよう、テナント宛注意喚起を行います。</p> <p>4. 不法投棄</p> <p>飲食等に伴う廃棄物などについて、不法投棄を行わないよう、今後、施設ルールを定め、運営後</p>
--	---

	<p>や空き缶など道路沿いの植え込みに安易に投棄していくことが危惧されるため、そうした行為が行われないよう、上記 3. のことも含めて禁止する旨、契約時（対搬出入業者等）に一文添えていただきたい。</p>	<p>のテナントの順守事項とします。</p>
7	<p><b>【要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本一安全・安心なまち、ゼロカーボンに取り組む伊丹市は、危険でカーボン排出の多い物流倉庫を「違法でないから認可」としてはいけない。交通増加で市民の安全や市バスの安全・定時運行が守られるのか。</li> <li>・事業者には「市長意見書」を踏まえた誠実な対応、特段の配慮を求む。交通安全対策と火災対策。</li> </ul> <p><b>【内容】</b></p> <p>物流倉庫は従来型倉庫と異なり規制が適切ではない。例えばパチンコ店は教育環境保全の条例で建築規制されている。交通・火災面で危険な物流倉庫が、規制する法が無いからと学校近辺に建設できてしまうのはいかがなものか。市民の安全安心を第一に考えていただきたい。本件車両は「天王寺川中学校前バス停」のすぐ隣から出入りする。資料によると 通勤時間帯で朝 7 時台は物流車＋通勤車＝57 台、朝 8 時台は物流車＋通勤車＝72 台の出庫がある。これでは通勤時間帯の伊丹駅行きバス（7 時台 8 本、8 時台 10 本）が安全・定時運行ができるとは思えないし、物流倉庫側の通勤車にバス時刻への配慮も見られない。県道 335 号の「中野バス停」においては 1 車線かつバス停の駐車帯もないので渋滞かつ無理な追い越しによる事故の危険が懸念される。しかも桜台小学校の通学路である。住民説明会で事業者はこの通学路へ進入しないよう前向きに検討するとの話だがテナントに対し進入禁止をどう徹底するのか。強制力のない単なる勧告止まりに思える。</p>	<p>&lt;伊丹市へのご意見のため回答なし&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要書に対していただいた市長意見に対しましては、事業者の見解を準備書の第 5 章に記載しました。交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。火災対策については、消防活動空地や消防水利、防火訓練等について伊丹市の消防局と協議を行います。</li> </ul> <p>交通面については、交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。（環境影響評価準備書 P1-15 に記載）。</p> <p>公共交通機関の妨げとならないよう、タイミングを見計らって出庫するよう、運転者への注意喚起などの対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>鴻池南交差点から西側の一般県道 335 号（中野中筋線）については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p>

	<p>物流倉庫はまず交通安全の問題がある。市長意見書に「具体的な交通安全対策、住居隣接や規模の類似した事例の調査反映、特段の配慮」とあるにもかかわらず準備書の安全対策は漠然として配慮の記載が見当たらない。類似は自社3物件を内々に調査しただけで記載なし。事業者は建物を貸すだけで、交通安全対策はテナント任せに思える。</p> <p>一方で物流倉庫は火災が起きやすく、いったん起きると消火に長時間を要する。(可燃物の集積、建物構造上、無窓階で消化しにくい。) 火災対策は今回の環境影響評価対象外との事業者見解であるが、建物の構造見直し、水利、防火水槽も含め環境と火災対策は一体で審査すべき。現案では隣接マンション駐車場前道路を消火活動通路の当てにしていると見受けられ、有事は住民が長時間自家用車を出せない。敷地内で消防車が一周可能な十分な消防活動エリアを設けるべきだ。</p> <p>全体を通して事業者都合の良い予測による環境基準クリアを述べているだけで予測が外れた対策が無い。特段の配慮を踏まえた誠実な対応を求む。</p>	<p>本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利(防火水槽)、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p> <p>隣接住居への配慮を踏まえて大気汚染など各項目の予測の結果、環境基準又は要請限度の値を下回るものと考えられます。なお、更なる影響の低減を図るため準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。また、建設機械の稼働による騒音など、特定建設作業に係る規制基準を下回る予測結果であるものの当該工事の実施に伴い明らかに現況の騒音よりも高くなるような項目については、事後監視調査を行い、必要に応じて追加的な保全措置の検討を行います。</p>
8	<p><b>【要旨】</b>  事業所が、環境影響評価に関する要綱に基づく住民説明会の開催日を8/19(金)午後6時30分から午後8時。8/20(土)午前10時から11時30分。当マンションの大規模修繕工事説明会が、8/19(金)午後8時から。8/20(土)午前10時からと午後1時からの開催となっており、日時が被っていた。</p> <p><b>【内容】</b>  上記要旨に記載のとおり、伊丹市環境影響評価に関する住民説明会に行けない状況が発生した。このようなことから住民の理解・納得のいく説明会ではなかった。</p> <p>再度、当マンション集会所で、説明会の開催を希</p>	<p>住民説明会の日程を決定した経緯については、伊丹市の環境影響評価に関する要綱で、環境影響評価準備書の公表日(8月1日)から30日以内(8月30日まで)に説明会を開催することが定められています。開催回数等について伊丹市とも相談し、平日の夜と休日の日中に各1回実施することを決定しました。貴マンションの大規模工事説明会の日程については存じ上げなかったため、結果的に開催日が重なってしまったという経緯です。</p>

9	<p>望します。</p> <p><b>【要旨】</b>  <b>住民説明会の意味のないこと。手続き上、開催しただけとのこと。</b></p> <p><b>【内容】</b>  自分の住居の横に、巨大な物流倉庫が出来ようとしてる計画ですが、住民の理解は、全くないです。環境影響評価準備書等も、データはありますが、どれも、基準値内であるが、その基準値は、住宅街には、適しているようには、おもえず、山間部、海洋部につくられるわけでないので、納得できない。</p> <p>通学路にも、トラックがひんぱんに通過する予定も、反対派に納得されるべく、通過しないようにすると、あるが、法的根拠もなく、信用できない。日本一安全なまち伊丹！のはずだが、伊丹市がこの計画を承諾するならば、ありえない。</p> <p>藤原市長も、現地にくられて、現状を把握していただきたい。あなたの家の真横に、巨大倉庫ができる。到底、ゆるされない。</p> <p>しかも、24時間、出入口は、一箇所。一方通行。そのすぐ近くにバス停がある。</p> <p>物流倉庫の火災の鎮火には、数日かかる事例が当たり前だが、私たちは、どこに避難して、その損害賠償は、三菱地所がするのだろうか？</p> <p>なんの補償もなく、認めるわけにはいかない。</p> <p>どうか、この計画は、住民の安心できる環境を壊すもので、共生できるものではない。</p> <p>なぜ、昆陽池や住みやすい環境に、巨大な物流倉庫が必要なのだろうか、</p> <p>企業の利益のみ、考えられて、住民は、そっちのけである。</p> <p>子供、お年寄りが、事故にまきこまれてからでは、おそい。</p> <p>段階として、認められない。</p> <p>それに対して、伊丹市がらどう、対応してくれるのか、関心大です。</p>	<p>環境影響評価は、事業の実施が周辺環境に与える影響について調査・予測・評価し、環境への影響をできる限り小さくするために、それらの結果を事業計画に反映させる一連の手続きの仕組みです。環境影響評価準備書に、工事中及び供用時において、本計画が周辺環境に及ぼす影響がどの程度あるのか、調査・予測・評価し、更に環境影響の低減を図るために実施する環境保全措置をまとめています。</p> <p>環境影響評価準備書につきましては、住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行った結果、基準値等を満足する予測結果や評価となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> <p>環境影響評価準備書では、本事業計画地の用途地域である準工業地域の基準で整理しましたが、上記のとおり近隣の住宅に配慮し、例えば騒音は、準工業地域の基準値より 5dB 程度抑えるような計画としています。</p> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>鴻池南交差点から西側の一般県道 335 号（中野中筋線）については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。また、交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。</p>
---	---	---



		<p>本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p>
10	<p><b>【要旨】</b></p> <p>伊丹市環境審議会の答申書や伊丹市の1次審査意見書では、「住居地域と隣接していることなど、物流倉庫の特性を踏まえた環境影響評価とするために」と指摘されているにもかかわらず、それが準備書に反映されていない。1次意見書を全く無視した、環境評価準備書となっているので、再度の提出を求める。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>準備書の事業の目的の中に、「地域経済の活性化と雇用機会創出」とあるが、具体的にどれくらいの規模の雇用創出が可能であり、それが地域経済の活性化に繋がるのか、具体的に示して欲しい。市は、今回の計画を「産業が元気なまちづくり」に資するとして、住民の反対があるにもかかわらず、歓迎しているように読めるが、市の見解は？</p> <p>第1次審査の意見書の交通に対する事業者見解の中で、類似と思われる施設3物件において調査を行ったとあるが、具体的な名称が知りたい。その物件が整備されるときに周辺にどのような影響が及ぶと想定されどのような措置を講じたのか、住民からはどのような意見が出て、どのように了解しているのか示したうえで、今開発計画で影響を示し、対応策を講じるべきだと思うが。</p>	<p>概要書に対していただいた市長意見に対しましては、事業者の見解を準備書の第5章に記載しました。住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> <p>これらの配慮を踏まえて大気汚染など各項目の予測の結果、環境基準又は要請限度の値を下回るものと考えられます。なお、更なる影響の低減を図るため準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>今回提出した準備書については、今後、審議会の審査や計画の進捗を踏まえて評価書として取りまとめて提出します。</p> <p>雇用については、入居テナントが人員募集するという想定で建物を計画しています。テナントが入居し、開業の時期が決定した定まってきた段階で、周辺の方々に雇用の募集がなされることを想定しています。</p> <p>類似施設につきまして、具体的な施設名は控えさせていただきますが、愛知県内の1物件と神奈川県内の2物件で調査を実施致しました。敷地内のトラックバースや車路が周辺住宅に面した計画の場合、照明やトラックの音が懸念される場合がありますので、本計画ではこれらを考慮したものとしています。また、敷地内でのアイドリングストップについて、入居テナントに対する啓蒙をより強化するために、アイドリングストップに関する看板設置を実施しており、本計画でも同様の対応を実施する予定です。</p>

	<p>また、環境影響評価には、歩行者の安全に関する項目が無いので記載する必要が無い、との説明会での事業者の返答があったが、住民にとってはそれが一番の懸案事項だと思う。ぜひ、交通案全対策についても記載して欲しい。説明会では、県道中野中筋線を通行しないように検討している、との説明があったが、テナント事業者全てに周知し厳守させる担保はあるのか？それならば、中野中筋線の通学路にあたる分（鴻池南～西野の区間）を大型車両通行不可とすべきと考えるが、可能か。</p> <p>景観に関しての変化では、「上空の視野が遮られる範囲が大きいが、色彩は周辺景観との調和に配慮した計画となっているので、周辺景観との違和感は少ない」と準備書では記載しているが、眺望が遮られることと色彩調和とは関連が無い。眺望が遮られることに対する措置が必要だと考える。遠景からの眺望には大きな影響はないが、隣接する住宅地の住民への圧迫感がかなり大きいと考えるが、住民の眺望権を尊重すべきと考える。</p> <p>火災対応についても、環境評価の項目にない、と説明があったが、大規模倉庫の火災の場合、鎮火までに長時間かかるケースが最近散見される。少なくとも、事業所敷地内で消防車が周回できるスペースを準備し、万が一の火災の際に近隣マンション横の市道や県倉庫の前面の県道等が封鎖されるようなことがあってはならないと考える。</p> <p>相談の窓口が事業者ではなく、代行業者になっていることは、住民の意見を聞く気が無いように感じられる。開発事業者自身の住民相談窓口を設置すべきと考える。</p>	<p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います（環境影響評価準備書 P1-15 に記載）。</p> <p>鴻池南交差点から西側の一般県道 335 号（中野中筋線）については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>景観に関しては、今後、市関係部署と協議し、敷地外周部への緑化や建物の外観、色彩等の配慮によって圧迫感が軽減されるよう、検討を行います。</p> <p>本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p> <p>相談窓口について、本計画においては、事業主の担当部署が東京所在であり直ぐに対応することが困難であること、また、お問合せ窓口を一本化することでスムーズなやり取りが出来ると考え、計画説明及び苦情・要望等の窓口対応業務を株式会社CAST-UDが担っています。お問合せいただいた内容は、株式会社CAST-UDから都度事業者にも共有されています。</p>
11	<p><b>【要旨】</b> 主に準備書 P. 5-1 の事業者見解に対し意見を述べる。 また準備書には記載がないが P. 4-1 住民意見にあるように倉庫火災も大きな懸念である。</p>	

<p>火災対策として施設周辺に十分な消防空地の設置を含めて住民に十分な説明の上で建物を再考し環境影響評価とすべきである。</p> <p>【内容】</p> <p>準備書 P.5-1 (1) 交通</p> <p>(ア) 類似施設は自社調査だけで非公表、発生交通量は表にただけで既存バス停通勤時間帯への配慮が全く見られない。車種別発生交通量(P.1-11)も通勤用駐車場 8 1 台に対し朝 7～9 時計で 8 5 台想定と杜撰であり表自体が信用できない。</p> <p>(イ) 運転者への注意喚起などと漠然として何ら具体策が無い。工事中は誘導員や運行時間配慮とあるが供用時には記載がない。</p> <p>(2) その他</p> <p>(ア) 8/19、20 と住民説明会が行われたが住民理解も納得も出来ないまま切り上げられた。</p> <p>(イ) 住民説明会では相談窓口は何も決まっていないとの事業者報告だった。問題発生対応は事後調査報告ではなく準備書に記載すること。</p> <p>(ウ) 事故多発箇所を事業者が認識し準備書に公表、記載し関係車両だけでなく広く住民にも共有すべき。P.1-15 の安全対策は全く具体的でない。</p>	<p>火災対策については、消防活動空地や消防水利、防火訓練等について伊丹市の消防局と協議を行います。</p> <p>(1) 交通</p> <p>(ア) 公共交通機関の妨げとならないよう、タイミングを見計らって出庫するよう、運転者への注意喚起などの対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>(イ) 環境影響評価準備書 P1-11 の表にお示しました通勤車両の発生（集中）台数は、1 日の合計台数が切りの良い数字となるよう切り上げています。</p> <p>工事車両及び供用時関係車両の運転者に対し、走行ルート上の事故多発箇所・利用経路の周知、運転マナーの徹底を行うとともに、車両出入口への出庫警報装置の設置などの安全対策を行います。</p> <p>(2) その他</p> <p>(ア) 当初の予定より長く、会場の予約時間いっぱいまで質疑応答のお時間を取らせていただきました。</p> <p>(イ) 問題が発生した場合の対応については、どのような方法で記載・周知させていただくか検討しており、決定次第、近隣の皆様へお知らせします。</p> <p>(ウ) 事故多発箇所について、事業者は認識しています。伊丹市環境影響評価に関する要綱には、交通や安全性等の項目がないため、環境影響評価準備書には掲載しておりません。伊丹市周辺の交通事故発生箇所については、兵庫県警及び大阪府警が公表しているものであるため、下記のホームページをご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県警ホームページ  <a href="https://public.tableau.com/app/profile/.37533015/viz/2017_2019/sheet0">https://public.tableau.com/app/profile/.37533015/viz/2017_2019/sheet0</a></li> <li>・大阪府警ホームページ  <a href="https://www.police.pref.osaka.lg.jp/k">https://www.police.pref.osaka.lg.jp/k</a></li> </ul>
--	---

	<p>(エ) 類似事例は自社3件調査ただけで地名の記載もなく規模や、どの程度住宅隣接や、バス停の近接含め類似性が参考になるのか疑問である。きちんと類似事例として具体的に公表し、想像できるものとして共有すべき。交通事故は出入口だけの話ではない。</p> <p>結局、事業者は倉庫を貸すだけで出庫後の交通安全のルール・マナー遵守はテナント企業に委ねられることになる。</p> <p>例えば「中野中筋線の桜台小通学路は車両を通さないよう前向きに検討する」と事業者の話があったがそれをどのように事業者がテナントに徹底させるのか。</p> <p>テナントも運送業者にさらに委託するから「周知します、徹底します」だけでは守らない車両が必ず出てくる。罰則含めた徹底策がない。</p> <p>事業者は施設内+αのことしか言及していないが住民はさらに広い範囲の交通まで含めて不安を持っておりそこにずれがある。</p> <p>特段の配慮がない。例えば施設自体の24h稼働はさておき、騒音対策で夜間早朝出庫は控える。供用時も日中は誘導員の配置をする。</p> <p>バス停が近いのだから物流倉庫への通勤は極力バスを利用しバス営業時間内は乗用車通勤させない、などが住宅地への配慮ではないだろうか。</p>	<p style="text-align: center;"><a href="http://otsu/jiko/3/index.html">otsu/jiko/3/index.html</a></p> <p>(エ) 当社が開発し、運営管理を行っている物件の中で、運営形態（複数テナントによる分割利用、365日24時間稼働）や立地条件（近隣が住宅地）の観点で、本計画と類似している施設3物件（愛知県内1物件、神奈川県内2物件）について調査を実施しました。</p> <p>交通安全等のルール・マナーの遵守につきましては、今後、施設ルールを定め、運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> <p>上記のとおり近隣の住宅に配慮し、例えば騒音は、準工業地域の基準値より5dB程度抑えるような計画としています。なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p>
12	<p><b>【要旨】</b></p> <p>市は危険でしかも騒音、大気汚染の不安を招く物流倉庫の住宅地への建設を認めてはならない。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>市は安心、安全な町づくりを第一に考えて、このような危険な施設の建設を認めてはいけない。</p>	<p>環境影響評価準備書の中で、工事中及び供用時における大気汚染、騒音、振動の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、環境基準、規制基準又は要請限度の値を下回るものと考えられますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>
13	<p><b>【要旨】</b></p> <p>市は住宅地に隣接した巨大物流倉庫建設を許可しようとしているが、住民の生活、周辺の安全はどうなるのか</p>	

	<p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巨大物流倉庫は近年多数建設されているが、国道沿いや山手などが多く、今回のように住宅地に接した場所で建設されるのは少ないのではないかと？</li> <li>・道の真向かいには中学校があり、建設予定地の近くには高校、小学校、幼稚園、保育所もあり、子どもが通学通園する際に非常に危険な道になるのではないかと？</li> <li>・巨大物流倉庫には入庫時間が厳密に決められており、時間待ちのトラックが周辺道路に駐車され、バスの運行の妨げや渋滞、交通事故に繋がる危険が非常に高まるのではないかと？</li> </ul> <p>特に巨大物流倉庫建設予定地から高速道路までの道は細く狭いため、自転車や歩行者などの事故も懸念されるのではないかと？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設されている物流倉庫の全体数から見ると、周辺が住宅地である物件は少ないですが、住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>②設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。</li> <li>・供用時間関係車両の入場待ちによる路上停車を防ぐため、敷地内にトラックの待機駐車場を配置することに加え、なるべく多くの駐車場を確保出来るよう計画していきたいと考えています。また、施設周辺で路上駐車をしないようテナント宛注意喚起を行います。</li> </ul> <p>本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p>
14	<p><b>【要旨】</b></p> <p>鴻池に建設予定の物流倉庫の計画内容の見直しをお願いします</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>通常なら山間部や湾岸部にある物流倉庫が住宅地に隣接して建設される事にとっても不安に感じます。24時間稼働で騒音・振動・排気ガスが排出され続け、入出庫ピークは早朝4時となるそうなので、住民の安眠妨害と健康被害も心配です。せめて深夜、早朝の稼働は控えて欲しいです。</p>	<p>環境影響評価準備書の中で、大気汚染、騒音、振動の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、環境基準又は要請限度の値を下回る事などから著しい影響はないものと考えられますが、更なる影響の低減を図るため準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>

	<p>また火災についても心配です。近隣道路が狭く物流倉庫では無窓階への放水困難も予測され、鎮火に数日間要した事例も記憶に新しく恐怖すら感じます。</p> <p>また、出入口が一か所しかなく、伊丹市バス天中前バス停のすぐ横なので市バスの運行遅延、交通渋滞、交通事故も大変心配です。</p> <p>まずは、住民の安全を最優先に誰もが安心して生活できるように今一度この計画内容見直しを切望いたします。</p> <p>住民の理解が得られていないのに、この工事を許可してはならないと思います。</p> <p>何卒、ご検討の程よろしく願います。</p>	<p>また、物流施設の機能上、24時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。</p> <p>なお、供用時関係車両(物流車両及び通勤車両)の入出庫のピークは、午前8時台となる計画です(環境影響評価準備書(P1-11)に記載)。</p> <p>本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利(防火水槽)、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p> <p>車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。また、交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。</p>
15	<p><b>【要旨】</b>  <b>鴻池に建築予定の物流倉庫の計画内容見直しを希望します。</b></p> <p><b>【内容】</b>  住宅地に隣接して危険な巨大物流倉庫が建築される事についてとても違和感と恐怖を感じます。まずは火災の危険性。物流倉庫の特性上、無窓階への放水困難により鎮火に数日間を要することが予測されます。常にこのような危険を感じながら生活するのは、とても苦痛で怖いです。近隣道路が狭く、消防活動も更に困難になります。</p> <p>出入口が一か所しかなく、24時間稼働なので騒音、振動、排気ガスが排出され続け、住民の安眠妨害や健康被害も心配されます。</p> <p>また通学路であるため交通事故、交通渋滞も心配されます。</p> <p>まずは住民の安全を第一に考えていただきたいです。</p> <p>事業者の誠意ある説明と対応を望みます。</p> <p>住民の理解が得られないまま、この計画を許可しないでいただきたいです。</p> <p>今一度、ご検討の程よろしく願います。</p>	<p>本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利(防火水槽)、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p> <p>車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>環境影響評価準備書の中で、工事車両、供用時関係車両の走行に伴う大気汚染、騒音、振動の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、環境基準又は要請限度の値を下回るものと考えられますが、更なる影響の低減を図るため準備書第6章に記載した各種環境保全措置を実施する計画です。</p>

<p>16</p>	<p><b>【要旨】</b>  <b>鴻池に建築予定の物流の計画見直しを切望します</b></p> <p><b>【内容】</b>  通常では山間部や湾岸部にある物流倉庫が、住宅地に隣接して建設されることに違和感と大きな不安を感じます。24時間稼働で騒音・振動・排気ガスが排出され続け、車両入出庫のピークが早朝4時になるそうで住民の安眠妨害から健康被害も心配されます。せめて深夜、早朝の稼働はやめて欲しいです。</p> <p>近年、物流倉庫の火災で鎮火に数日間要した事例もあり、建設予定地近隣道路が狭く更に消防活動が困難な事も予測されます。</p> <p>物流倉庫は、現代の生活には欠かせないものだと思いますか、この様な危険と隣り合わせでの生活を強いられるのはとても苦痛で悲しくなります。</p> <p>まずは住民の安全を第一に考えていただき事業者の誠意ある対応を切望します。</p>	<p>環境影響評価準備書の中で、大気汚染、騒音、振動の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、環境基準又は要請限度の値を下回る事などから著しい影響はないものと考えられますが、更なる影響の低減を図るため準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>また、物流施設の機能上、24時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。</p> <p>なお、供用時関係車両(物流車両及び通勤車両)の入出庫のピークは、午前8時台となる計画です(環境影響評価準備書(P1-11)に記載)。</p> <p>本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利(防火水槽)、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p>
<p>17</p>	<p><b>【要旨】</b>  <b>規模の縮小を求めます。</b></p> <p><b>【内容】</b>  三菱地所による環境影響評価概要書には、概ね、準工業地域としては問題ない旨の記述がなされています。しかしながら、高さ30m幅200m超の巨大建造物は、周辺の商業施設、物流施設、日本板硝子の研究施設と比較しても、バランスを欠く巨大施設です。隣接するラヴェール伊丹昆陽池は、震災復興マンションであり、当時のマンション概要説明書には、準工業地域(用途地域見直し後は第2種住居地域)、法22条地区日影規制地区、。と記載されています。さらに、今後は国際化も進む中、欧米からの訪問者も、なぜ住宅地に巨大物流基地があるのか?と疑問を投げかけることでしょう。高速道路、空港と交通の要所であ</p>	<p>事業成立のため、規模縮小のご要望にはお応えできかねます。</p> <p>日影については、本施設による日影線が及ぶ準工業地域や第2種住居地域の日影規制の基準を満足するよう計画しています。</p> <p>景観については、今後、建物の外観、色彩等について市関係部署と協議し、周囲の建物や景観と調和するよう検討します。</p>

	<p>るから物流基地を作るのであれば、多くの住宅が今のように立地する前にやるべきことであつたと思います。鴻池地区が、より良い環境を目指した立派な地域になるよう希望します。</p> <p>結論；物流施設の規模を最低50%削減するよう要望します。</p>	
18	<p><b>【要旨】</b> 何故鴻池に巨大物流倉庫が必要なのでしょうか？</p> <p><b>【内容】</b> 日本一安全安心の街（伊丹市）人を思う、街を思う、思う力（三菱地所）そして私達は健康で文化的な生活を送る権利が憲法で保証されています。しかし今、生活・安らぎの場である住宅地の横に巨大物流倉庫が建設され様としています。24時間眠らない物流倉庫は365日大型車の危険にさらされ逃げ場のない住民はストレス等が原因で健康被害を訴えるでしょう。この事がのちのち多方面に悪影響を及ぼす事は目に見えて明らかです。伊丹市の発展の為には人を育てる環境が大事であつて物を納める環境は必要ではありません。事が重大になってからでは遅すぎです。法的に何ら問題がなかったら何をしてもいいのでしょうか？</p> <p>三菱地所の決定権のあるそして何ら責任を感じない上層部からの指示・命令で痛みを感じない社員が法には触れないと称して問答無用の文書を市に提出認可されれば末端の我々住民はその痛みを365日毎日感じながら生きていくのです。泣き寝入りせよとのことでしょうか。一体私達が乗船する伊丹丸の舵は誰がにぎっているのですか？</p> <p>どうか住民の訴えを無視しないで下さい。心を込めてベストな解決法を導き出して下さい。御英断を期待しています。</p> <p>“闘えど 終の棲家の 蟬しぐれ”</p>	<p>環境影響評価は、事業の実施が周辺環境に与える影響について調査・予測・評価し、環境への影響をできる限り小さくするために、それらの結果を事業計画に反映させる一連の手続きの仕組みです。</p> <p>環境影響評価準備書につきましては、住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行った結果、基準値等を満足する予測結果や評価となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>
19	<p><b>【要旨】</b> トラックがたくさんで恐いです。住んでる人の身になって考えてください</p> <p><b>【内容】</b> 目の前に、学校の目の前に巨大な倉庫は不気味。近くにすむ人の事を考えて。</p>	<p>工事車両や供用時関係車両の走行による大気汚染、騒音、振動の影響について、環境影響評価準備書の中で調査・予測・評価しています。一般県道中野中筋線及び一般県道米谷昆陽尼崎線の官民境界における予測の結果、環境基準又は要請</p>



	<p>自分の家族なら反対しますね。他人ならいいんですか。自分のことじゃないから、関係ないですね。こわいです。いいところなのに。</p> <p>今も飛行機でテレビが聞こえないときある。今よりも影響は必ずある。問題ないはおかしい。</p>	<p>限度の値を下回るものと考えられます。また、現状のバックグラウンドに対して、大気汚染の付加率は最大約 1%、騒音の付加量は最大約 2dB、振動は最大約 4. 2dB と予測されますが、更なる影響の低減を図るため、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>
20	<p><b>【要旨】</b> 住民の同意を得ないまま、大切な歴史ある伊丹市の環境に対する配慮が全くないことに疑問を抱いております。反対です</p> <p><b>【内容】</b> 広大な敷地であるのに、経済重視で物流倉庫が誘致されてしまうのは如何なものかと思えます。伊丹の歴史や環境をもっと優先的に考えて頂きたいし、準備書に関しても近隣住民の意見が全く反映されていないと思います</p>	<p>環境影響評価は、事業の実施が周辺環境に与える影響について調査・予測・評価し、環境への影響をできる限り小さくするために、それらの結果を事業計画に反映させる一連の手続きの仕組みです。</p> <p>住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> <p>上記のとおり近隣の住宅に配慮し、例えば騒音は、準工業地域の基準値より 5dB 程度抑えるような計画としています。なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>また、本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p>
21	<p><b>【要旨】</b> 24 時間大型車両が出入りする件。</p> <p><b>【内容】</b> 以前鴻池交差点においてトラックと子どもの大事故がありました。通勤、通学時間帯にたくさん通ってもらったら困ります。近くに商業施設もあり、昼間も渋滞します。トラックの通行時間帯の規制をお願いします。</p>	<p>物流施設の機能上、24 時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。</p>
22	<p><b>【要旨】</b></p>	

	<p>出入りするトラックについて。</p> <p>【内容】</p> <p>24 時間大型トラックが出入りすることに不安を感じます</p>	<p>物流施設の機能上、24 時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。</p>
23	<p>【要旨】</p> <p>会社の参入は地域の発展には欠かせないものです。が、近くに幼稚園～高校と存在して、多くの学生が通学に毎日使用する街。オアシス前の交差点では死亡事故もあり悲しい事故があったのでは鴻池の発展とはいえません。</p> <p>【内容】</p> <p>車両への最新安全装置の搭載、運転者への定期的研修など、できる限りの街への配慮をお願いしたい。</p>	<p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行うと共に、運行ルート等について施設ルールを定め、運営後のテナントの順守事項とします。</p>
24	<p>【要旨】</p> <p>1. 第1次審査意見書 1. 全般事項 (1) 交通 (イ) に関して</p> <p>2. 第1次審査意見書 1. 全般事項 (2) その他 (ア) に関して</p> <p>3. 第1次審査意見書 1. 全般事項 (2) その他 (イ) に関して</p> <p>4. 環境評価準備書の数値の基準値</p> <p>5. 環境評価準備書の住民説明会に関して</p> <p>6. 第1次審査意見書 1. 全般事項 (1) 交通 (ア) に関して</p> <p>7. 第1次審査意見書 1. 全般事項 (2) その他 (ウ) に関して</p> <p>8. 第1次審査意見書 1. 全般事項 (2) その他 (エ) に関して</p> <p>【内容】</p> <p>1. 具体的安全対策を準備書に記載するとなっていますが、対策は記載はされていますが責任のない対策です。建物の供用時、事業者はガードマンの配置は倉庫稼働時 24 時間配置はしないとの事。事業者ではなく倉庫を利用するテナントの判断による配置です。場外待機禁止も準備書には記載されていますが場外待機発生は避けられません。構内のトラック待機場が当初の 9 台から 7 台</p>	<p>1. 交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。</p> <p>トラック待機場は、環境影響評価概要書時点では 6 台の計画でしたが、環境影響評価準備書時点で 7 台の計画に変更しました。また、トラックバースも 1 台分増加する計画に変更し、場外待機が発生しないよう配慮していま</p>

<p>に減っており準備書の利用交通車両の台数の表 1.3-1 から考えると場外待機発生は一目瞭然です。住民説明会で質問がありましたが事業者の回答は、待機場に入れないトラックは倉庫のトラックバースに入れるとの事。このような対処では倉庫の構内作業に支障をきたし場外待機発生は避けられないと考えます。また、構内の出入口の隣は市バス天王寺川中学校前のバス停があり、バス運行にも支障をきたすのは必至です。バス停のそばでは幼稚園の送迎バスの乗り降りもあり歩道を通る人も多く危険だと考えます。ドライバーへの周知は事業者である三菱地所からではなく、あくまでテナントである倉庫の借主からする対策であるとの事。第1次審査意見書に対して答えていません。</p> <p>2. 第1次審査意見書1. 全般事項 (2) その他 (ア)に記載されている住民にの理解の得られる十分な説明がなされていない。ラヴェール伊丹昆陽池の管理組合の説明会と同じ日時であり、再度の説明会開催をお願いしたが拒否されました。</p> <p>3. 第1次審査意見書1. 全般事項 (2) その他 (イ)に記載されている工事中・供用後事業者による住民相談窓口を設けることとありますが、住民説明会で確認したと決まっていないとの事です。</p> <p>4. 本件、事業者は準工業地域の数値を用いていますが、これでよいのでしょうか。倉庫敷地は準工業地域ですが隣接するのは住宅地域です。</p> <p>5. 環境評価準備書の内容に対する意見ではございませんが、公表後 30 日以内に行われる説明会が、ラヴェール伊丹昆陽池管理組合の大規模修繕の説明会と 2 回とも同じ日時で行われたのは意</p>	<p>す。また、類似施設を調査したところ、車両台数が多い施設で、1 日にトラックの駐車場は約 10 回転 (1 マス当たり約 10 台が出入り) しておりましたが、特に問題なく運営しています。本施設でも 1 日当たり 10 回転程度となることを想定して計画しています。</p> <p>公共交通機関等の妨げとならないよう、タイミングを見計らって出庫するよう、運転者への注意喚起などの対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>2. 住民説明会の日程については、伊丹市の環境影響評価に関する要綱で、環境影響評価準備書の公表日 (8 月 1 日) から 30 日以内 (8 月 30 日まで) に説明会を開催することが定められています。開催回数等について伊丹市とも相談し、平日の夜と休日の日中に各 1 回実施することを決定しました。貴マンションの管理組合の説明会の日程については存じ上げなかったため、結果的に開催日が重なってしまったという経緯です。</p> <p>3. 相談窓口については、施工者決定後、工事開始前の間に周知をします。供用後の窓口については事業者 (三菱地所株式会社 物流施設事業部) にて設置・対応を予定していますが、詳細については決定次第、お知らせ致します。</p> <p>4. 環境影響評価準備書では、本事業計画地の用途地域である準工業地域の基準で整理しましたが、近隣の住宅に配慮し、例えば騒音は、準工業地域の基準値より 5dB 程度抑えるような計画としています。なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>5. 住民説明会の日程を決定した経緯は上記 2 の見解のとおりです。説明会では、伊丹市の環境影響評価に関する要綱に則り、環境影響評価準備書の概要について説明をしました。質</p>
--	---

<p>図的ではないと事業者は言っておりますが、2回とも同じ日時なのは意図的と言わざるを得ません。説明会も事業者作成のスライド音声画面説明に40分もかけ、質疑応答の時間が十分ではありませんでした。</p> <p>6. 審査意見書にて指摘された事に対し、住宅地域と隣接している物流施設の特性を踏まえ、準工業地域の評価がなされている。これは、隣接する住居地域で生活する者にとって到底許すことができません。住宅地域にした物流倉庫の特性とはどのようなものを示してほしい。</p> <p>7. 審査意見書にて指摘された安全対策がなされていない。運転者への周知徹底は事業者ではなく物流倉庫の利用テナントに任せることで事業者の責務ではないとの考えです。これでは安心して町を歩けなくなってしまう。事業者として、近隣の学校・幼稚園の通学状況を調べ安全運航マニュアルで周知徹底頂きたい。</p> <p>8. 住居地域と隣接している類似事例を参考に有効な環境保全措置について準備書に反映と指摘されているが、そもそも類似事例がないので反映できていないと考えます。 住民意見として申し上げた通り、住居地域としている当該計画を事業者は撤回するべきだと考えます。</p>	<p>疑応答は、当初の予定より長く、会場の予約時間いっぱいまでお時間を取らせていただきました。</p> <p>6. 住宅地域が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行っています。 ・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。 ・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。 また、環境影響評価準備書では、本事業計画地の用途地域である準工業地域の基準で整理しましたが、近隣の住宅に配慮し、例えば騒音は、準工業地域の基準値より5dB程度抑えるような計画としています。また、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>7. 今後、詳細検討の上、テナント宛ての館内管理規則作成等によるルール策定を実施し、工事車両及び供用時間関係車両の運転者に対し、走行ルート上の事故多発箇所・利用経路の周知、運転マナーの徹底を行うとともに、車両出入口への出庫警報装置の設置などの安全対策を行います。また、本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>8. 類似施設としまして、当社が開発し、運営管理を行っている物件の中で、運営形態（複数テナントによる分割利用、365日24時間稼働）や立地条件（近隣が住宅地）の観点で、本計画と類似している施設3物件について調査を実施しました。</p>
<p>25</p> <p><b>【要旨】</b> 市長より三菱地所に対し住居地域と隣接してい</p>	

	<p>ることから特段の配慮をする意見書が出ているにもかかわらずなされていません</p> <p>【内容】</p> <p>1 景観は準備書の鳥瞰図で見ると住宅地の中では考えられない大きさで、風がさえぎられ居住環境が悪くなります。</p> <p>2 交通事故の発生・渋滞が発生するのは準備書の利用交通台数の表から見ても明らかです。バス停も入口そばにあります。幼稚園バス乗り降り場もあります。三菱地所はすべてテナントに具体策は任せて事業者としては何もする気はありません。</p> <p>3 振動・騒音・公害・振動、準工業地域でなく事実上住宅地であるので、住宅地の基準では超えている値もあります。また 24 時間倉庫であり深夜早朝の倉庫稼働は住民の健康被害の原因となる保障を協定書を作成して記載する。</p> <p>4 火災を配慮した設計になっていない。環境審議項目に入っていないのは疑問です。倉庫火災は最近多く発生し、すべて消火するのではなく燃え尽きるのを待つだけです。港湾地区ではそれも致し方ないですが、住居隣接ですので倉庫敷地内に消防車のはいれるスペースが必要と考えます。</p>	<p>1. 事業成立のため、規模縮小等のご要望にはお応えできかねますが、敷地外周に緑化を施し、景観に配慮するとともに、建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。</p> <p>風に関しては、高層建築物の建設に伴うビル風による影響（強風の発生頻度がどの程度増えるか）について、環境影響評価を実施することがありますが、本計画の建物高さは一般的にビル風が懸念される建物高さ 60m 以上の高層建築物と比較して低いこと、敷地外周部に緑地を設ける計画であることから、一般的に懸念されるビル風の恐れはないと考えており、風環境について予測評価は行っていません。</p> <p>2. 交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関等の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>3. 環境影響評価準備書では、本事業計画地の用途地域である準工業地域の基準で整理しましたが、近隣の住宅に配慮し、例えば騒音は、準工業地域の基準値より 5dB 程度抑えるような計画としています。また、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。なお、物流施設の機能上、24 時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。</p> <p>4. 火災が発生した際に備え、本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p>
26	【要旨】	

準備書は基準を満たしている内容ですが、基準値に準工業地域を使用しているので問題はないとされています。

市長より三菱地所に対し住居地域と隣接していることから特段の配慮をする意見書が出ていますが、準備書には配慮されていません。準備書に関する意見は5点ほあります。

【内容】

1 振動・騒音・公害、準工業地域でなく事実上住宅地であるので、住宅基準値では騒音は超えている値もあります。また24時間倉庫であり深夜早朝の倉庫稼働は住民の健康被害の原因となります。保障について協定書を作成して記載する。

2 交通事故の発生・渋滞が発生するのは準備書の利用交通台数の表から見ても明らかです。敷地内のトラック待機場所も当初の9台から7台に減りその件も住民説明会で質問がありましたが倉庫のトラックバースで待機させるという考えられない回答で問題なしとごまかされました。バス停も入口そばにあります。幼稚園バス乗り降り場もあります。三菱地所はすべてテナントに具体策は任せて事業者としては何もする気はありません。

3 この倉庫も火災に配慮した設計になっていない。環境審議項目に入っていないのは疑問です。倉庫火災は最近多発しており、倉庫火災の通例ですべて消火するのではなく燃え尽きるのを待つのが現状です。港湾地区ではそれも致し方ないですが、住居隣接ですので倉庫敷地内に消防車のは

1. 環境影響評価準備書では、本事業計画地の用途地域である準工業地域の基準で整理しましたが、近隣の住宅に配慮し、例えば騒音は、準工業地域の基準値より5dB程度抑えるような計画としています。また、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。なお、物流施設の機能上、24時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。

2. 交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関等の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。

トラック待機場は、環境影響評価概要書時点では6台の計画でしたが、環境影響評価準備書時点で7台の計画に変更しました。また、トラックバースも1台分増加する計画に変更し、場外待機が発生しないよう配慮しています。また、類似施設を調査したところ、車両台数が多い施設で、1日にトラックの駐車場は約10回転（1マス当たり約10台が出入り）していましたが、特に問題なく運営しています。本施設でも1日当たり10回転程度となることを想定して計画しています。

3. 火災が発生した際に備え、本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。

	<p>いれるスペースが必要と考えます。</p> <p>4 景観は準備書の鳥瞰図で見ると住宅地の中では考えられない大きさで、風がさえぎられ居住環境が悪くなります。植栽についても考えられない数値です。</p> <p>5 公表後 30 日以内に行われる説明会が、ラヴェール伊丹昆陽池管理組合の大規模修繕の説明会と 2 回とも同じ日時で行われたのは意図的ではないと事業者は言っていますが、2 回とも同じ日時なのは意図的と言わざるを得ません。説明会も事業者作成のスライド音声画面説明を 40 分もかけ、質疑応答の時間が十分ではありませんでした。</p>	<p>4. 事業成立のため、規模縮小等のご要望にはお応えできかねますが、敷地外周に緑化を施し、景観に配慮するとともに、建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。</p> <p>風に関しては、高層建築物の建設に伴うビル風による影響（強風の発生頻度がどの程度増えるか）について、環境影響評価を実施することがありますが、本計画の建物高さは一般的にビル風が懸念される建物高さ 60m 以上の高層建築物と比較して低いこと、敷地外周部に緑地を設ける計画であることから、一般的に懸念されるビル風の恐れはないと考えており、風環境について予測評価は行っていません。</p> <p>植栽につきましては、「伊丹市公園・緑地等及び緑化の推進に関する技術基準」に適合するよう計画しています。</p> <p>5. 住民説明会の日程については、伊丹市の環境影響評価に関する要綱で、環境影響評価準備書の公表日（8 月 1 日）から 30 日以内（8 月 30 日まで）に説明会を開催することが定められています。開催回数等について伊丹市とも相談し、平日の夜と休日の日中に各 1 回実施することを決定しました。貴マンションの管理組合の説明会の日程については存じ上げなかったため、結果的に開催日が重なってしまったという経緯です。説明会では、伊丹市の環境影響評価に関する要綱に則り、環境影響評価準備書の概要について説明をしました。質疑応答は、当初の予定より長く、会場の予約時間いっぱいまでお時間を取らせていただきました。</p>
27	<p><b>【要旨】</b></p> <p>市は住宅地である場所に 365 日、24 時間操業による物流倉庫の建設を認可してはいけません！</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>物流倉庫の建設により、周囲は通勤・通学・バス利用者(老人)など、弱者も多く</p> <p>住宅地に 365 日 24 時間操業などあり得ない事業を認可する市は住民に寄り添ってないので</p>	<p>物流施設の機能上、365 日 24 時間稼働を想定していますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意</p>

	<p>は！？</p> <p>事故・家事・騒音による健康被害も懸念される事。具体的な住民への打開案をもって誠意ある行動と言葉で説明を求めます。</p> <p>騒音に関しては。…。</p> <p>トラックの出入りに関しては。…。など</p> <p>個々に、住民が安心と健康で生活を確保できる説明を要望します！</p> <p>トラックの台数も多く、排ガスも懸念されます。また巻き込みによる交通事故など。</p> <p>勤務時間の改定、トラック台数の改定望みます！</p>	<p>喚起などの安全対策を行います。</p> <p>騒音や排ガスによる周辺への影響については、環境影響評価準備書の中で工事車両、供用時関係車両の走行に伴う大気汚染、騒音等の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、環境基準の値を下回るものと考えられますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関等の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p>
28	<p><b>【要旨】</b></p> <p>市は、危険な物流倉庫の住宅地への建設を認可してはならない。事業者は、市の意見書に基づき誠実な対応を求める。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>住宅街に物流倉庫という異質な存在が発生することについての十分な議論と説明がなされていないと考えます。</p> <p>まず、景観については、非常に圧迫感のある建物と考えますので、倉庫の高さを再考すべきです。倉庫の高さは半分程度、30mに。</p> <p>次に近隣の交通事情については、出入りする全てのドライバーに対する安全指導、その要領書を作成、開示してください。社員、業者、出入りする全ての人と同じ認識を共有して安全対策に取り組むべきです。通学路への大型トラック侵入禁止や、マンション住人の利便性を阻害しないよう事業者負担での信号設置を希望します。</p>	<p>本事業の計画地は、大阪国際空港や主要道路に近接していることから、物流施設の必要性や運送の利便性が高く、昨今における関西エリアでの安定した物流ニーズ、特に関西内陸エリアでの強い物流ニーズに対応できるものと考えています。また、大規模災害時における地理的優位性があることから物流を滞らせないという利点を勘案して、物流施設の整備を行うことを計画いたしました。周辺人口の多さに紐づく地域への配送を見据えた地域経済活性化と雇用機会の創出を目指し、伊丹市都市計画マスタープランに記載されています「産業が元気な都市づくり」にも貢献できればと考えています。</p> <p>事業成立のため、規模縮小のご要望にはお応えできかねますが、敷地外周部の緑化による視覚的調和を図るなど、圧迫感を軽減させるよう努めます。</p> <p>工事車両、供用時関係車両の運転者に近隣の交通事情について注意喚起し、安全対策を行います。また、鴻池南交差点から西側の一般県道335号（中野中筋線）については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。信号機については、行政・警察の管轄となります。</p>



	<p>騒音、振動、公害等の騒音被害についても対策が不十分です。すぐ隣に生活している住人のことを考えて、24 時間操業ではなく深夜早朝の走行を中止、物流倉庫が原因となる健康被害を補償する内容も盛り込むべきです。</p> <p>さらに、火災対策についても同様に対策不十分です。万一を想定した設計とは考えにくく、環境審議項目にも入っていないのは明らかにおかしいと言わざるを得ないです。スプリンクラーや防火シャッターでも防ぎ切れずに発生している倉庫火災が散見される昨今では、万一を想定した対策が必須です。近隣に飛び火しないよう倉庫周囲に消防車用の侵入路を確保する等の設計の再考を求めます。</p> <p>以上、全ての懸案事項について誠実な対応を強く求めるものです。</p>	<p>事業者から「住民意見書で要望があったこと、事業者が信号機を設置できるか」と相談することは可能と考えています。</p> <p>環境影響評価準備書では、本事業計画地の用途地域である準工業地域の基準で整理しましたが、近隣の住宅に配慮し、例えば騒音は、準工業地域の基準値より 5dB 程度抑えるような計画としています。また、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。なお、物流施設の機能上、24 時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。</p> <p>本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p>
29	<p><b>【要旨】</b> 三菱地所が設定した 8 月 1 9 日の説明会では交通渋滞についての説明がなく、周辺住民の不便について明確に説明すべきであり、同意が得られないなら計画を撤退すべきである。</p> <p><b>【内容】</b> 設置地域が準工業地域として環境基準を設定しているが、近年では周辺地域に一戸建ての住宅が急増しています。近辺には大型商業施設ができて、自動車だけでなく自転車や歩行者の通行量が多くなり、交通事故や渋滞が今以上に増加することが目に見えています。このような住宅地の中に巨大な物流倉庫を建設することに無理があり、計画そのものを業者は撤退すべきであり、伊丹市は計画を認めないように強く要望します。</p> <p>特に鴻池南の交差点は変則的な形で交通事故が多く、マンションの小学生は 5 0 m ほど南の信号</p>	<p>環境影響評価準備書では、本事業計画地の用途地域である準工業地域の基準で整理しましたが、近隣の住宅に配慮し、例えば騒音は、準工業地域の基準値より 5dB 程度抑えるような計画としています。また、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。なお、物流施設の機能上、24 時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。</p> <p>本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜</p>

	<p>を迂回して使用しており、交差点から西へ向かう中野中筋線は通学路にもかかわらず、歩道もなく今でも危険です。物流倉庫前の歩道は通勤通学や住民の生活道路として通行量が多く、大型トラックや関係者の車が頻繁に出入りするのは困ります。南西側の大型マンションの駐車場から中野中筋線に出る三叉路には信号がなく、北へ右折する際は両側の信号が赤になるわずかな時間帯しか通行できません。その間に物流倉庫から出るトラックが通行されては見通しも悪くなり、ほとんど利用できなくなることとなります。</p>	<p>台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関等の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>工事車両及び供用時間関係車両の運転者に対し、運転マナーの徹底を行うとともに、計画地南側のマンションと事業計画地とにある生活用道路の前面を通過する際は、生活用道路から出てくる車に配慮するよう呼びかけます。</p>
30	<p><b>【要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巨大な物流倉庫建設に反対します。</li> <li>・ 伊丹市が掲げている安全・安心の町づくりはどうなりますか</li> </ul> <p><b>【内容】</b></p> <p>住宅地のすぐ横に高さ 30m 長さ 219m 奥行 51m の巨大な物流倉庫が建設されようとしています。24h 稼働、トラック 245 台、乗用車 160 台、往復 810 台/日、交通事故、渋滞、小中学校の通学路、騒音、振動、公害、火災対策、出入には 1 カ所で天中前バス停すぐ横とたくさん問題があります。</p> <p>これで伊丹市が掲げている安全安心の町といえるのでしょうか。物流倉庫建設に反対します。この計画を進めようとしている伊丹市と、すべての基準を満たしているとしている三菱地所に対して不信感しかありません。</p>	<p>環境影響評価準備書の中で、大気汚染、騒音、振動、低周波音の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、大気汚染、騒音、振動については、環境基準又は要請限度の値を下回り、低周波音については一部で参照値を上回りますが、現況と同程度であることなどから、著しい影響はないものと考えられます。なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>火災対策については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p> <p>また、交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p>
31	<p><b>【要旨】</b></p> <p>交通安全・騒音対策・景観・火災対策について、</p>	

	<p>要望、意見を述べます。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物流倉庫完成後の出入口に、ガードマンの配置が明記されていませんが、これは絶対に必要です。出入口前の歩道は、スーパーやホームセンターへの買い物客や学生の通学など多くの往来があります。</li> <li>・桜台小学校の通学路である中野中筋線に、大型物流トラックを通さないこと。片側一車線の細い道路（ガードレールはあるものの本当に狭い歩道）に巨大な車両を通してはいけません。（数年前、阪急オアシス北側の交差点で小学生が横断歩道でダンプカーに轢かれ亡くなった）子どもの命を守るのは大人の責任です。</li> <li>・物流倉庫の稼働時間は7時～21時を求めます。深夜の走行は禁止、誰しも睡眠を妨害されたくありません。</li> <li>・高さ30m長さ200mの倉庫は、住宅街には余りに異様です。高さの半減（15mに）を求めます。また倉庫周辺に十分な樹木による緑化をお願いしたい。</li> <li>・物流倉庫の火災をニュースでよく見ます。火災対策として、物流倉庫内に消防車が入り、出火の際に走り回れるスペースを確保し、消火に何日かかるうとも自前で完結できるよう物流施設の設計の変更をお願いしたい。</li> </ul> <p>以上です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関等の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</li> <li>・本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</li> <li>・近隣の住宅に配慮し、例えば騒音は、準工業地域の基準値より5dB程度抑えるような計画としています。また、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。なお、物流施設の機能上、24時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。</li> <li>・事業成立のため、規模縮小のご要望にはお応えできかねますが、敷地外周に緑化を施し、景観に配慮します。</li> <li>・本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</li> </ul>
32	<p>【要旨】</p> <p>物流施設建設反対</p> <p>【内容】</p> <p>出入りする全ての物流業社に対し、トラックドライバーを対象とした定期的な安全教育(マナーを含む)研修会の実施を要請する。</p> <p>理由</p> <p>昨今の物流業界におけるトラックドライバーのマナー低下(ゴミのポイ捨て等)は周知の事実。周</p>	<p>工事車両及び供用時間関係車両の運転者に対し、運転マナーの徹底を行うとともに、不法投棄を行わないよう、運転手やテナント宛に注意喚起を行います。</p>

	<p>辺住民に配慮したトラックドライバーのマナー向上を目的とし、又、研修会議事録等を情報開示する事により継続的な取り組みとなる。以上</p>	
33	<p><b>【要旨】</b>  <b>交通事故・渋滞・生活不便</b>  <b>【内容】</b>          近隣には住宅地・学校が近くにあり周辺道路は交通量も多く、24時間操業で大型トレーラーが出入りすることにより、事故・渋滞が発生する可能性がおおいにある。          その事を踏まえて24時間警備員を配置するなど、しっかり対策するべきである。</p>	<p>物流施設の機能上、24時間稼働となりますが、環境や安全に配慮します。交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関等の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p>
34	<p><b>【要旨】</b>  <b>鴻池に建設予定の物流倉庫の計画内容の見直しをお願いします</b>  <b>【内容】</b>          準工業地域であること、法律上、何も問題がないことを説明されました、だから、しょうがないのか？この住宅を購入する際、今は準工業地域だけど、後に変更になると聞きました。口約束は、だめですね。          物流センターも必要なのはわかりますが、郊外にできるようなものを、こんな街中にそれも住宅地ギリギリに建てるのはどうなのでしょう。          交通事故の増加、火災、大地震、スーパー台風、騒音、テナント型であんこと、ドライバーさんや末端で働く方々に負担がいくのではないかと等々、不安で心配な事がいっぱいです。それらの対策細かく説明して頂きたい。文書でしっかり残してほしい。          伊丹市には、民間どうしのことではありますが市民が納得できるよう、よくよく考えて頂きたいです。</p>	<p>環境影響評価準備書では、本事業計画地の用途地域である準工業地域の基準で整理しましたが、住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行った結果、例えば騒音は、準工業地域の基準値より5dB程度抑えるような計画としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関等の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p>

<p>35</p>	<p><b>【要旨】</b> 準備書&lt;3.2 騒音&gt;について</p> <p><b>【内容】</b> 図3.2-3 現地調査地点No.1 No.2 No.3 No.4について No.1 No.2 No.3は、準工業地域と住宅地域の境界線上ですが準備書では、騒音規制法の「第3種」で評価が行われています。審議会では住宅地域の基準で評価すると伺いました。「第2種」で評価してください。 何等かの理由でできないのであればNo.1 No.2 No.3、特にNo.1の少し外側(ラ・ヴェール伊丹昆陽池260戸の敷地内)で観測してください。  図3.2-3 現地調査地点No.A No.B No.Cについてこちらについても騒音規制法の「C類型」ではなく、「A・B類型」で評価してください。 何等かの理由でできないのであればNo.A No.B No.Cの少し外側(住宅地内)で観測してください。  「鴻池南交差点」、「鴻池交差点」にも観測点を追加してください。No.A No.B No.Cよりも観測値が大きいのではないのでしょうか。特に「鴻池南交差点」は、ラ・ヴェール伊丹昆陽池260戸及び、周辺の住宅密集地にも影響する地点です。  以上のように「第2種」及び、「A・B類型」の基準で評価すると、図3.2-2 図3.2-3において早朝深夜の時間帯の騒音が大きく基準値を超えるようです。このことは鴻池上空を飛ぶ航空機と同じように、操業時間の規制にも関係すると思います。 委員の皆さまご審議のほど、よろしくお願いたします。 以上</p>	<p>環境影響評価概要書の内容につきまして、環境審議会での最終的な意見として、伊丹市長から第1次審査意見書を受け取り、事業者の見解を環境影響評価準備書(P5-1~5-2)に記載しています。騒音に関しまして、「住居地域と隣接していることや24時間稼働を想定していることから騒音・振動・低周波音に対する環境保全措置については特段の配慮をすること。」というご意見をいただき、特に以下の配慮を行う計画としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> <p>環境影響評価準備書では、本事業計画地の用途地域である準工業地域の基準で整理しましたが、近隣の住宅に配慮し、例えば騒音は、準工業地域の基準値より5dB程度抑えるような計画としています。また、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>No.1~No.3について、住宅地内で観測を行う場合、住宅地から発生する音に影響を受け、本計画からの騒音を適切に評価することが難しいと考えます。また、No.A~No.Cについて、こちらは本計画の工事車両や供用時間関係車両の走行ルート上の道路交通騒音を調査する目的の地点であるため、この地点が適切であると考えます。</p> <p>交差点では自動車の走行速度が低下し、騒音レベルは低くなる傾向があります。そのため、騒音調査は交差点から距離をとり、できるだけ通常の走行速度となる区間で実施しています。</p>
<p>36</p>	<p><b>【要旨】</b> 交通事故や大型車両の通行量の増加への懸念について</p> <p><b>【内容】</b> 天王寺川中学校に子どもを通わせています。</p>	<p>工事車両及び供用時間関係車両の運転者に対し、</p>

	<p>鴻池字三刈交差点では数年前に小学生とトラックの悲惨な事故が起き、忘れる事はありません。その交差点、周辺道路も危険であると認識させ生活しています。大型車両の通行量の増加は不安です。</p> <p>周辺道路での駐停車禁止や、通学時間帯の通行などにも配慮を頂きたい。</p>	<p>走行ルート上の事故多発箇所・利用経路の周知、運転マナーの徹底を行うとともに、車両出入口への出庫警報装置の設置などの安全対策を行います。</p> <p>供用時間関係車両の入場待ちによる路上停車を防ぐため、敷地内にトラックの待機駐車場を配置することに加え、なるべく多くの駐車場を確保出来るよう計画していきたいと考えています。また、施設周辺で路上駐停車をしないようテナント宛注意喚起を行います。また、物流施設の機能上、24時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。</p>
37	<p><b>【要旨】</b>  <b>建築する倉庫の利用会社の管理について</b></p> <p><b>【内容】</b>      近隣地域は小中学校の登下校コースとなっているため、安全管理には十二分に対策していただく必要があります。倉庫の利用会社の安全管理について、三菱地所様が確実に確認できる体制としていただきたい。また、確認した情報はホームページなどで一般公開をお願いいたします。</p> <p>まずは、確認体制や報告方法について公開願います。</p> <p>安全管理のことなので、「利用会社がしたことは、私たちは知りません」などの回答は避けていただくようお願いいたします。</p>	<p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関等の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>安全管理の体制等について、検討します。</p>
38	<p><b>【要旨】</b>  <b>健康被害が心配</b></p> <p><b>【内容】</b>      友達が近くに住んでいて健康問題が心配です。環境への配慮をお願いします。</p>	<p>環境影響評価準備書の中で、大気汚染、騒音、振動、低周波音の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、大気汚染、騒音、振動については、環境基準又は要請限度の値を下回り、低周波音については一部で参照値を上回りますが、現況と同程度であることなどから、著しい影響はないものと考えられます。なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>

39	<p><b>【要旨】</b>  <b>景観について</b></p> <p><b>【内容】</b>          玄関を開けると、かすかに青空が少しみえます。4～5 階まで行けば、山が見えます。物流倉庫が出来れば、何も見えません。せめて、高さを半分にしてもらえたら。老人にも助かります。出来れば、もっと皆さんが安心して暮らせるような建物にして欲しいです。高齢の方は、病院行かれるのも、危なくて、バス停まで行くのも、大変な思いされています。</p>	<p>事業成立のため、規模縮小のご要望にはお応えできかねますが、建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。また、敷地外周に緑化を施し、景観に配慮します。交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p>
40	<p><b>【要旨】</b>  <b>(記載なし)</b></p> <p><b>【内容】</b>          物流倉庫ともなれば、大型車やトレーラー等の乗り入れが必須          自然がまだ残る鴻池地区 景観が損なわれないかの不安          老若、子供、多く行き交う場所          安全を考慮して欲しいです</p>	<p>大型貨物車の乗り入れもある想定ですが、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、敷地外周に緑化を施し、景観に配慮します。</p> <p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関等の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p>
41	<p><b>【要旨】</b>  <b>通行時の安全性や騒音の問題</b></p> <p><b>【内容】</b>          大型トラックが頻繁に出入庫することが予測され、幼児や高齢者の交通事故が発生する可能性が上がると考えられます。また、大型トラック出入庫に伴う騒音問題も発生すると考えられます。          以上のことから、巨大物流倉庫建設に反対します。</p>	<p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>環境影響評価準備書「3.2 騒音」の中で、工事車両、供用時関係車両の走行に伴う騒音の影響について、調査・予測・評価しています。一般県道中野中筋線及び一般県道米谷昆陽尼崎線の官民境界における予測の結果、環境基準を達成するものと考えられます。また、付加量は現況のバックグラウンドに対して、最大約 2dB と予測されますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第 6 章</p>

		に記載した環境保全措置を実施する計画です。
42	<p><b>【要旨】</b>  <b>景観について</b>  <b>【内容】</b>          市民病院の窓からの景色が物流倉庫では、景観が悪いし、交通量が多くなり排ガスが多くなり、子供の未来が心配です。</p>	<p>建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。環境影響評価準備書「3.8 景観」の中で、市立伊丹病院から近い伊丹市役所で予測を行っています。予測結果はP3.8-35に示すとおりであり、市立伊丹病院からも本計画の新設建物が遠方の山並みや上空を遮ることはほとんどないと考えられます。</p> <p>環境影響評価準備書「3.1 大気汚染」の中で、工事車両、供用時関係車両の走行に伴う大気汚染（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の影響について、調査・予測・評価しています。一般県道中野中筋線及び一般県道米谷昆陽尼崎線の官民境界における予測の結果、環境基準を達成するものと考えられます。また、付加率は現況のバックグラウンド濃度に対して、最大約1%と予測されますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>
43	<p><b>【要旨】</b>  <b>通行時の安全性や騒音の問題</b>  <b>【内容】</b>          トラック等の車の出入りが増えると、交通事故の発生につながる事が考えられる為、住民にとって不安要素であることから、巨大物流倉庫建設に反対致します。</p>	<p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p>
44	<p><b>【要旨】</b>  <b>巨大物流倉庫建設に伴う、三つの問題点</b>  <b>1、交通事故 2、騒音 3、地域美化</b>  <b>巨大物流倉庫に全ての貨物車両が入れる駐車場と運転者マナー教育が必要。</b>  <b>【内容】</b>  <b>1、[交通事故]</b>          (1) 近くに中学校があり、生徒と貨物車両のすれちがいが多くなる。スピードをひかえ、時間帯にも配慮が必要。</p>	<p><b>1、[交通事故]</b>          (1) 交通安全に向けて、工事車両及び供用時関係車両の運転者に対し、運転マナーの徹底を行うとともに、車両出入口への出庫警報装置の設置などの安全対策を行います。また、物流施設の機能上、24時間稼働となり</p>



	<p>(2) 一般道路 R335 号線・R142 号線及び、R331 号線に待機車両が止まると思われる。</p> <p>2、〔待機車両の騒音〕</p> <p>(1) アイドリング STOP を呼び掛けても、エンジン停止の困難な車両（クーラー使用）及び、真冬（ヒーター使用）がある。</p> <p>(2) 長距離ドライバーの仮眠</p> <p>(3) 運転者間の会話、夜間は睡眠の妨げになる。</p> <p>3、〔地域美化の妨げ〕 マナーの悪い運転者はごみ入りコンビニ袋等を、植垣に捨てる。マナー教育が必要。</p>	<p>ますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。</p> <p>(2) 供用時関係車両の入場待ちによる路上停車を防ぐため、敷地内にトラックの待機駐車場を配置することに加え、なるべく多くの駐車場を確保出来るよう計画していきたいと考えています。また、施設周辺で路上駐停車をしないようテナント宛注意喚起を行います。</p> <p>2、〔待機車両の騒音〕</p> <p>(1) 新設する建物には休憩室を設ける予定であり、待機車両の不必要なアイドリング、クーラー及びヒーターの使用をしないよう注意喚起に努めます。</p> <p>(2) 新設する建物に設ける予定の休憩室を利用するよう、運転者に呼びかけます。</p> <p>(3) 大声での会話を控えるよう注意喚起し、長時間の会話をする場合は、新設する建物に設ける予定の休憩室を利用するよう、運転者に呼びかけます。</p> <p>3、〔地域美化の妨げ〕</p> <p>工事車両及び供用時関係車両の運転者に対し、運転マナーの徹底を行うとともに、不法投棄を行わないよう、運転手やテナント宛に注意喚起を行います。</p>
45	<p><b>【要旨】</b> 事故の要因が増える</p> <p><b>【内容】</b> 車の出入り、往来がふえて、狭い道路での事故等が懸念される。騒音も心配される。</p>	<p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>環境影響評価準備書「3.2 騒音」の中で、工事車両、供用時関係車両の走行に伴う騒音の影響に</p>

		<p>ついて、調査・予測・評価しています。一般県道中野中筋線及び一般県道米谷昆陽尼崎線の官民境界における予測の結果、環境基準を達成するものと考えられます。また、付加量は現況のバックグラウンドに対して、最大約2dBと予測されますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>
46	<p><b>【要旨】</b> 住宅街に巨大物流所倉庫の、建設反対</p> <p><b>【内容】</b> 24時間稼働は安眠妨害です。 小中学校の通学路にトラックは危険です。 交通渋滞、違法駐車、市バス運行にも影響します。 倉庫火災も心配 昆陽池公園の近くに必要倉庫でしょうか？</p>	<p>物流施設の機能上、24時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。</p> <p>本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関等の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p> <p>本事業の計画地は、大阪国際空港や主要道路に近接していることから、物流施設の必要性や運送の利便性が高く、昨今における関西エリアでの安定した物流ニーズ、特に関西内陸エリアでの強い物流ニーズに対応できるものと考えています。また、大規模災害時における地理的優位性があることから物流を滞らせないという利点を勘案して、物流施設の整備を行うことを計画いたしました。周辺人口の多さに紐づく地域への配送を見据えた地域経済活性化と雇用機会の創出を目指し、伊丹市都市計画マスタープランに記載されています「産業が元気な都市づくり」にも貢献できればと考えています。</p>

47	<p><b>【要旨】</b> 住宅街に巨大物流倉庫の建設反対</p> <p><b>【内容】</b> 住宅のすぐ横に巨大物流倉庫が必要ですか？ 小中学生の通学路に大型トラックは危険 交通渋滞、違法駐車、市バスの運転遅延 24時間稼働は安眠妨害です。倉庫火災も心配</p>	<p>本事業の計画地は、大阪国際空港や主要道路に近接していることから、物流施設の必要性や運送の利便性が高く、昨今における関西エリアでの安定した物流ニーズ、特に関西内陸エリアでの強い物流ニーズに対応できるものと考えています。また、大規模災害時における地理的優位性があることから物流を滞らせないという利点を勘案して、物流施設の整備を行うことを計画いたしました。周辺人口の多さに紐づく地域への配送を見据えた地域経済活性化と雇用機会の創出を目指し、伊丹市都市計画マスタープランに記載されています「産業が元気な都市づくり」にも貢献できればと考えています。</p> <p>本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関等の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>物流施設の機能上、24時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。</p> <p>本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p>
48	<p><b>【要旨】</b> 景観について</p> <p><b>【内容】</b> 大型倉庫が建つと聞き、交通量が増え更に景観が悪くなり、住みたい町ランキングの上位に入る位なのに、イメージが崩れてしまうのは残念です。倉庫が立つことは反対です</p>	<p>計画地西側道路（環境影響評価準備書 P3. 2-9の図に示す調査地点 No. A）における現況の交通量は14,411台/日、本計画の供用時関係車両の交通量は570台/日の想定であり、交通量の増加は</p>

		<p>4%程度です。</p> <p>景観については、建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。また、敷地外周に緑化を施し、景観に配慮します。</p>
49	<p><b>【要旨】</b> 生活環境</p> <p><b>【内容】</b> 環境リスク</p>	<p>環境影響評価準備書の中で、大気汚染、騒音、振動、低周波音等の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、大気汚染、騒音、振動については、環境基準又は要請限度の値を下回り、低周波音については一部で参照値を上回りますが、現況と同程度であることなどから、著しい影響はないものと考えられます。なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、各環境項目に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>
50	<p><b>【要旨】</b> 物流センターを設建することに異議申し立てます</p> <p><b>【内容】</b> 物流センターができる事で、自動車の台数が増えることで、交通渋滞が起こったり、騒音、振動も起こり、環境にも良くないと思います 伊丹は住みやすく、とても環境の良い所なので、反対します。 住宅地に建てることに反対します。</p>	<p>計画地西側道路（環境影響評価準備書 P3. 2-9の図に示す調査地点 No. A）における現況の交通量は14,411台/日、本計画の供用時関係車両の交通量は570台/日の想定であり、交通量の増加は4%程度です。渋滞については、事業計画地に最も近い鴻池交差点及び鴻池南交差点の2箇所において、信号交差点の処理の指標である交差点需要率を計算し、問題ないことを確認しました。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めております。</p> <p>騒音、振動の影響については、環境影響評価準備書の中で、調査・予測・評価しています。予測の結果、環境基準又は要請限度の値を下回ることなどから著しい影響はないものと考えられますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>
51	<p><b>【要旨】</b> 周辺地域への影響 夏季に於ける北風が失われる</p> <p><b>【内容】</b> 当マンション周辺は、夏季に於いて北風が比較</p>	<p>事業成立のため、規模縮小のご要望にはお応え</p>

	<p>的強く吹きつけている。室内の窓を開放すれば、北側から南側に自然風として心地良い風が通り抜けます。そこへ高さ30m巾51m長さ219mの巨大建築物が出来ると、建物そのものが壁となって、良好なる北風が遮断される可能性が大であります。自然風である北風を少しでも守る為、高さを15m程度に低くならないでしょうか。(規模の縮小を希望いたします。)</p>	<p>できかねます。</p> <p>風に関しては、高層建築物の建設に伴うビル風による影響(強風の発生頻度がどの程度増えるか)について、環境影響評価を実施することがありますが、本計画の建物高さは一般的にビル風が懸念される建物高さ60m以上の高層建築物と比較して低いこと、敷地外周部に緑地を設ける計画であることから、一般的に懸念されるビル風の恐れはないと考えており、風環境について予測評価は行っていません。</p>
52	<p><b>【要旨】</b>  <b>新設建物の利用交通車両について</b>  <b>物流車両 通勤車両共</b></p> <p><b>【内容】</b>  新設建物への出入りする車両は、全て左折入庫左折出庫になっております。交通量が減少する夜間に於ても、左折入庫左折出庫を厳守願います。</p> <p>もし1台でも右折入庫右折出庫が発覚すれば、約束違反となりますので、それ相当の運転者教育を実施させて頂きたくお願い致します。</p>	<p>車両の円滑な出入りや、歩行者及び自転車への交通安全に配慮して、交通量が少ない時間帯においても、左折入庫左折出庫を厳守します。</p>
53	<p><b>【要旨】</b>  <b>供用開始後の資産価値の低下</b></p> <p><b>【内容】</b>  住戸と工場の混在地域に、私達は何のメリットもない大型物流倉庫が建築されると、生活環境が悪化され、近隣不動産の資産価値が下ります。当マンションも当然下ると思っています。物流倉庫建築前と供用開始後の資産価値の違いを三菱地所がプロの目で算出して頂きたい。</p>	<p>不動産価値は、社会情勢や経済事情など様々な影響が反映されるものと考えており、本計画のみが影響して不動産価値が下がるということを一概に説明することは難しいと考えています。</p>
54	<p><b>【要旨】</b>  <b>本事業に反対です</b></p> <p><b>【内容】</b>  1、事業の目的について  テナント名、取り扱い商品等不明、危険物、可燃物、防火対策</p> <p>2、位置、出入口は交通量も多く、中野中筋線</p>	<p>1、テナント名、危険物・可燃物を含めた取り扱い商品等については、現状テナントが決定していないため、お答えできかねます。</p> <p>防火対策等については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利(防火水槽)、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行って参ります。</p> <p>2、交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報</p>

	<p>は鴻池南→西野は片側一車線で、歩道も狭く大型トラックの走行はキケンです 通勤、通学又は買物等で歩行、自転車の通行も多い</p> <p>3、概要 準工業地域とはいへ、周辺は住宅地が密集しており、対住宅地とのキョリ、立体図等の実際の図表4～9まで、具体的な数値、写真、図式不明 公的機関、第三者による調査を年間を通してお願い 現在の予測値、措置等机上の空論 私見、日の出が拝めません。あらゆる公害で今後、周辺住民が苦しみます。絶対、認可しないで下さい</p>	<p>装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。なお、本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>3、景観の調査・予測地点については、環境影響評価準備書の第3章3.8景観の項目において、計画地からの距離をP3.8-7～3.8-8に、立体図（本事業で建設予定の施設）の大きさをP3.8-24に、現況と将来の写真及び立体図をP3.8-26～3.8-35に掲載しています。</p> <p>環境影響評価は、事業者が自ら行うものです。現況調査や予測は専門業者に依頼して実施致しました。工事中や供用時の事後調査についても専門業者に依頼し、適切な時期・方法で調査を実施する計画です。</p> <p>環境影響評価準備書の中で、大気汚染、騒音、振動、日照障害等の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、大気汚染、騒音、振動については、環境基準又は要請限度の値を下回り、日照障害も建築基準法に基づく日影規制を満足します。低周波音については一部で参照値を上回りますが、現況と同程度であることなどから、著しい影響はないものと考えられます。なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>
55	<p><b>【要旨】</b> 伊丹市より表記の巨大物流倉庫建設に反対</p> <p><b>【内容】</b> ①住宅密集地で、24時間営業で大型トラック、トレーラなど300台の出入りで、騒音で眠れない人が多く出る</p>	<p>①住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとする。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の</li> </ul>

	<p>②高さ 30m長さ 219m 奥行き 51mの想像を絶する巨大建物で、風の変化が恐ろしい。</p> <p>③特殊な交差点なので、交通量が増えれば、事故が多発するのは、目に見えている。</p>	<p>配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する。</p> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、準備書第 6 章に記載した環境保全措置を実施する計画です。物流施設の機能上、24 時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。</p> <p>②風の影響については、一般的にビル風の影響が懸念される高層建築物（一般的に 60m 超）を建設する場合に予測等を行います。本施設は最高高さ約 30mを計画しており、周辺の中高層建築物と比較し同程度の高さとなります。施設の建設により、建物のごく近傍においては風の向き等が変わる可能性があります。敷地境界付近への植栽等により、敷地外への影響を可能な限り小さくする計画とします。そのため、本施設の建設により、周辺の風環境への著しい影響はないものと考えます。</p> <p>③交通安全に向けて、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p>
56	<p><b>【要旨】</b></p> <p>①事故対策+②交通対策③大気汚染対策④騒音対策について</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>①+②マンション出口から交通量が増える為、出にくくなるので横断歩道、信号設置、防犯カメラを多数設置。警察派出所の設置。事故発生時は次の日 1 日の業務停止。1 カ月に 3 回以上発生の場合、半月停止。</p> <p>③④17：00～9：00 の時間出入りはエコ対策をしたトラックのみの出入り、トレーラーの出入りは禁止。住人からの苦情を受け付ける第三者機関を設置する。会社内の機関は不可。役所、</p>	<p>①+②横断歩道、信号機、警察派出所の設置については、行政・警察の管轄となります。事業者からいただいたご要望をお伝えすることは可能と考えています。本施設の防犯カメラについては、設置する場所や台数について検討します。また、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。</p> <p>③④環境影響評価準備書の中で、工事車両、供用時間関係車両の走行に伴う大気汚染、騒音等の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、環境基準を達成するものと考えられ</p>

	<p>警察にも関係させる。</p> <p>⑤景観を悪くする賠償金を要請する。</p> <p>⑥火災対策で工場内に消防車の設置、消防訓練要請。</p> <p>☆責任のあるきっちりとした警備員を4～5人いつも危険地区に立たせる。</p>	<p>ますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。物流施設の機能上、24時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。本計画の共用開始後の窓口については、事業者（三菱地所株式会社 物流施設事業部）にて設置・対応を予定していますが、詳細については決定次第、お知らせします。</p> <p>⑤今後、建物の外観、色彩等について市関係部署と協議し、周囲の建物や景観と調和するよう検討します。</p> <p>⑥本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p> <p>☆交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置を設置するとともに、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p>
57	<p><b>【要旨】</b> 巨大物流倉庫建設大反対!!!</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>①周りすぐに住宅密集・学校等の側狭い場所に巨大建設STOP!!</p> <p>②環境悪化、心的圧迫感!!</p>	<p>①住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとする。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する。</li> </ul> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。また、本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>②環境影響評価準備書の中で、大気汚染、騒音、振動、低周波音等の影響について、調査・予測・</p>



	<p>③生活道路・歩道買物往路、交通事故、恐怖!!</p> <p>④大規模火災 消火に何十時間 近隣への多大な影響どうすんねん!! 大反対 止めてください!!お願いします!</p>	<p>評価しています。予測の結果、大気汚染、騒音、振動については、環境基準又は要請限度の値を下回り、低周波音については一部で参照値を上回りますが、現況と同程度であることなどから、著しい影響はないものと考えられます。なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。また、今後、市関係部署と協議し、敷地外周部への緑化や建物の外観、色彩等の配慮によって圧迫感が軽減されるよう、検討を行います。</p> <p>③交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>④本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行って参ります。</p>
58	<p><b>【要旨】</b> 交通対策</p> <p><b>【内容】</b> 交通量が多くなる事で見通しが悪く事故・渋滞が予想される。 安全確保のため信号機の設置を要請します。</p>	<p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>信号機の設置については、行政・警察の管轄となります。事業者から「住民意見書で要望があったこと、事業者が信号機を設置できるか」と相談することは可能と考えています。</p>
59	<p><b>【要旨】</b> 付近住民との調和を優先願います</p> <p><b>【内容】</b> 1. 建築物の規模 非常に巨大で住宅地の景観を損ない圧迫感を受けます。容積を半減されたい。</p>	<p>1. 事業成立のため、規模縮小のご要望にはお応えできかねますが、敷地外周部の緑化による視覚的調和を図るなど、圧迫感を軽減させるよう努めます。</p>

	<p>2. 周囲への影響</p> <p>2. 1 非常時の際の非常車輛の駐車区域を敷地内に確保されたい。 周辺道路は狭く多大な迷惑を受けます。</p> <p>2. 2 深夜、早朝の就業は控えていただきたい。 騒音、車輛の出入は迷惑です。</p> <p>2. 3 鴻池南の信号から西野の信号までの道路は、大型車通行不可とされたい。 ここは狭く、バス道路、通学道路であり危険です。</p>	<p>2. 1 非常時の際に備え、本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p> <p>2. 2 物流施設の機能上、24時間稼働となりますが、深夜、早朝に限らず、騒音や安全に配慮します。</p> <p>2. 3 本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p>
60	<p><b>【要旨】</b></p> <p>1. 大型車輛の騒音と振動の調査について</p> <p>2. 市に対する要望について（信号機の変更のお願い）</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>1. 一般県道米谷昆陽尼崎線での騒音と振動の調査がないようですが？これから涼しくなり、エアコンを使用しない期間、特に深夜は身体に感じる度合いが高くなります。調査をお願いします。</p> <p>2. 三菱地所KK事業対象地域内の黄色点滅信号を通常の信号機に変更することを望みます。事業が始まると、大型車輛及び事業従事者等の使用車輛の増加による事故の発生が、深夜を含み予測されるため必要だと考えます。</p>	<p>1. 環境影響評価準備書では、車両の走行による騒音・振動（道路交通騒音・道路交通振動）の調査を P3. 2-3 及び P3. 3-2 の図に示す 3 地点（計画地付近で供用時間関係車両が多く走行する一般県道中野中筋線 2 地点、一般県道米谷昆陽尼崎線 1 地点）を計画地周辺の代表地点として選定して実施し、結果を P3. 2-7 及び P3. 3-5 に掲載しています。同地点で供用時の予測も行っており、その結果は P3. 2-53 及び P3. 3-25 に掲載しています。調査、予測ともに環境基準を達成する結果となっています。また、現況のバックグラウンドに対して、騒音の付加量は最大約 2dB、振動は最大約 4. 2dB と予測されますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第 6 章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>2. 交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関</p>

		係部署と協議を進めています。信号機については、行政・警察の管轄となります。事業者からいただいたご要望をお伝えすることは可能と考えています。
61	<p><b>【要旨】</b> 巨大物流倉庫建設反対です！</p> <p><b>【内容】</b> 付近には学校があり通学路にもなっています。スーパー、医院等もあり住みよい地区です。公園もあり、子供達、老人達の憩いの場であり静かに暮らしたいと思っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型車両が増え、排気ガスでの住民の健康被害が増える。</li> <li>・日、夜の騒音被害が増える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価準備書「3.1 大気汚染」の中で、工事車両、供用時関係車両の走行に伴う大気汚染（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の影響について、調査・予測・評価しています。一般県道中野中筋線及び一般県道米谷昆陽尼崎線の官民境界における予測の結果、環境基準を達成するものと考えられます。また、付加率は現況のバックグラウンド濃度に対して、最大約1%と予測されますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</li> <li>・環境影響評価準備書「3.2 騒音」の中で、騒音の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、環境基準や規制基準の値を下回るものと考えられます。また、住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとする。</li> <li>②設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する。</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減するため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>
62	<p><b>【要旨】</b> 交通渋滞への懸念、交通事故への懸念</p> <p><b>【内容】</b> 24 時間稼働ということで前の一般道が大型トラックの渋滞が心配です。朝 7～8 時台は小・中学生の通学路でもあるので交通事故が大変心配です。</p>	<p>歩行者及び自転車への交通安全に配慮して、本計画地へは左折 IN・左折 OUT のみとし、分散化・平準化の措置を実施する計画です。交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運</p>

	<p>時間による台数制限・右折禁止等何らかの対策をしてほしい。</p>	<p>転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>なお、本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p>
63	<p><b>【要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間稼働することへの弊害</li> <li>・火災、地震が起きた時の安全確保の2点</li> </ul> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設予定の建物の目の前に部屋があります。ガラス1枚とカベのみなので、騒音の問題、夏は特にまどを開けてすごす為、風通しも悪くなるのではと心配です。子ども部屋なので、受験勉強等の支障も心配しています。</li> <li>・火災が起きた時、消防車が通る道が敷地内・建物のちょうどマンション側にありません。これは危なすぎるし、マンション前に消防車が止まって我々の生活に影響が多にあると考えられます。地震の時も、4階建てとなっていたはずなのに、10階相当の高さの建物がマンション側に倒れてきたらと思うと、怖いです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行っており、規制基準の値より5dB程度抑えるような計画としています。</li> <li>①場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>②設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減するため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>環境影響評価では、強風となるビル風については発生する頻度がどの程度かをもとに評価を行う指標があります。本計画の建物高さは一般的にビル風が懸念される60m以上の高層建築物と比較して低いことや、外周部に緑地も設けることから、強風はある程度防ぐことができると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業成立のため、規模縮小等のご要望にはお応えできかねますが、本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</li> </ul>
64	<p><b>【要旨】</b> (記載なし)</p>	

	<p><b>【内容】</b></p> <p>巨大物流倉庫が建てば暗くビル風が強く吹くだろうし長い自動車が朝から晩迄通過すると私達買い物に行ったりするのに道路を渡るのが怖いのです。</p>	<p>日照障害の影響については、環境影響評価準備書の中で調査・予測・評価しています。予測の結果、日照障害は建築基準法に基づく日影規制を満足します。</p> <p>風の影響については、一般的にビル風の影響が懸念される高層建築物（一般的に60m超）を建設する場合に予測等を行います。本施設は最高高さ約30mを計画しており、周辺の中高層建築物と比較し同程度の高さとなります。施設の建設により、建物のごく近傍においては風の向き等が変わる可能性があります。敷地境界付近への植栽等により、敷地外への影響を可能な限り小さくする計画とします。そのため、本施設の建設により、周辺の風環境への著しい影響はないものと考えます。</p> <p>また、交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p>
65	<p><b>【要旨】</b> (記載なし)</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>阪神震災後、静かな便利なマンションだと思い住みつけた居場所です。悪い環境にしないで下さい。85才になりました。穏やかに過ごさせて下さい。お願いします。</p>	<p>環境影響評価準備書の中で、大気汚染、騒音、振動、低周波音等の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、大気汚染、騒音、振動については、環境基準又は要請限度の値を下回り、低周波音については一部で参照値を上回りますが、現況と同程度であることなどから、著しい影響はないものと考えられます。また、住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとする。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する。</li> </ul> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画</p>

66	<p><b>【要旨】</b> 環境について</p> <p><b>【内容】</b> 私達は、阪神大震災で鴻池に移住して来ました。神戸から来られた方もおられます。県の方譲なので安心しておりました。オアシスタウンやミリオンタウン、イオンなどあり住みやすい所です。でも最近は交通量も増え騒音もひどくなって来ました。鴻池小・桜台小の通学路に物流倉庫など出来れば狭くてとても危ないです。伊丹市民病院から昆陽池、六甲山、五月山が見渡せて病人も心穏やかになります。</p> <p>物流倉庫など出来て、火災でも起これば、バス通りと学校もあり、大変な事になります。とても耐えられません。どうかこれ以上環境悪くしないで下さい。市長さんのお力で未来の子供達と高齢者にとって優しい住みやすい場所を何卒宜しくお願い致します。</p> <p>一度、是非、市長さん、見に来て下さい。伊丹に50年住んで、今さら引っ越したくないので、どうかよろしくお願い致します。</p>	<p>です。</p> <p>環境影響評価準備書「3.2 騒音」の中で、工事車両、供用時関係車両の走行に伴う騒音の影響について、調査・予測・評価しています。一般県道中野中筋線及び一般県道米谷昆陽尼崎線の官民境界における予測の結果、環境基準を達成するものと考えられます。また、付加量は現況のバックグラウンドに対して、最大約2dBと予測されますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。なお、本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>環境影響評価準備書「3.8 景観」の中で、市立伊丹病院から近い伊丹市役所で予測を行っています。予測結果はP3.8-35に示すとおりであり、市立伊丹病院からも本計画の新設建物が遠方の山並みや上空を遮ることはほとんどないと考えられます。</p> <p>本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p>
67	<p><b>【要旨】</b> 景観について</p> <p><b>【内容】</b> 建物の景観を考えるなら、外から建物が見えない様に高さを縮小して、緑地を造ってほしい。無理ならば防災公園にしてほしい。これだけ住宅密集して来たら、災害でも起きれば、非難する所</p>	<p>事業成立のため、規模縮小等のご要望にはお応えできかねますが、敷地外周に緑化を施し、景観に配慮するとともに、建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和</p>

	<p>がありません。昆陽池の近くに物流倉庫はいらないです。</p>	<p>を図ります。</p> <p>災害時の避難場所につきましては、伊丹市が指定緊急避難場所及び指定避難所を指定して公開していますので、最寄りの避難場所と避難経路をご確認いただけますと幸いです。計画地はもともと避難場所として指定されていた場所ではなく、本計画により周辺道路が狭まる等、災害時の避難経路に影響を及ぼすことは少ないと考えます。</p>
68	<p><b>【要旨】</b>  <b>交通量と夜間の騒音問題</b>  <b>【内容】</b>          車両の増加による事故・騒音、排ガスへの不安と、夜間の騒音に与える影響。          建物をつくる人と建物を使う人の思いは異なると思います。地域住民の共存共栄できますように生活環境の保持を切に望みます。10年20年後も、この建物があって良かったと、みんなが思えるような建物であり管理運営であってほしいです。</p>	<p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>環境影響評価準備書の中で、大気汚染、騒音の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、大気汚染、騒音については、環境基準又は要請限度の値を下回ることから、著しい影響はないものと考えられます。なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>
69	<p><b>【要旨】</b>  <b>①騒音対策、②交通対策、③大気汚染対策</b>  <b>【内容】</b>          ① 防音壁を物流倉庫の高さまで設置しエアコン室外機等の騒音まで含めての対策</p>	<p>①環境影響評価準備書「3.2 騒音」の中で、解体・建設工事中の騒音、建物の利用（室外機等の設備の稼働に伴う騒音の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、規制基準の値を下回るものと考えられます。また、住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとする。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁（圧迫感も考慮し、必要な高さ）を設置する。</li> </ul> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減するため、準備書第6章に記</p>

	<p>② 新市立病院開院に伴い交通量の増加が見込まれる他、民間の医院も多い為、左折出庫を止め、信号設置等で右折出庫</p> <p>③ 特に大型トラックの侵入の為、排気ガス・粉塵の発生が24時間365日続く苦痛</p> <p>※解体・建設工事中も防音壁を含めた対応は必須である。</p>	<p>載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>②一般県道米谷昆陽尼崎線（環境影響評価準備書P3.2-9の図に示す調査地点No.C）における現況の交通量は14,105台/日であり、本計画の供用時関係車両による交通量の増加は4%程度です。車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めており、事業者として可能な配慮を行います。また、信号機の設置は、行政・警察の管轄となります。事業者から「住民意見書で要望があったこと、事業者が信号機を設置できるか」と相談することは可能と考えています。</p> <p>③環境影響評価準備書「3.1大気汚染」の中で、供用時関係車両の走行に伴う大気汚染（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の影響について、調査・予測・評価しています。一般県道中野中筋線及び一般県道米谷昆陽尼崎線の官民境界における予測の結果、環境基準を達成するものと考えられます。また、付加率は現況のバックグラウンド濃度に対して、最大約1%と予測されますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。なお、物流施設の機能上、24時間365日稼働となりますが、環境や安全に配慮します。</p> <p>※建設作業中は、必要に応じて防音パネル又は防音シートを設置する計画です。</p>
70	<p><b>【要旨】</b> 巨大物流倉庫建設反対</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に十分な説明がラ・ヴェール伊丹昆陽池住民になされておらず、「寝耳に水」の状態が計画が進められている。</li> <li>・住環境に多大な悪影響が予想される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価概要書や準備書の公表前にも近隣にお住まいの方々には、チラシ配布等で周知やメール等でのやり取り、説明の機会を設けました。また、環境影響評価準備書の説明会を平日・休日に各1回ずつ開催し、環境影響評価の内容について説明をしました。</li> <li>・環境影響評価準備書の中で、大気汚染、騒音、振動、低周波音等の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、大気汚染、騒音、振動については、環境基準又は要請限度の値を下回り、低周波音については一部で参照値を上</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路渋滞、交通安全面で住民の生活に悪影響が出る。</li> <li>・多数の従業員が巨大倉庫に勤務する事で治安面で不安。</li> <li>・景観が悪化する事で、ラ・ヴェール伊丹昆陽池の資産価値が毀損する。 上記の理由で巨大物流倉庫建設に反対します。</li> </ul>	<p>回りますが、現況と同程度であることなどから、著しい影響はないものと考えられます。なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・渋滞については、事業計画地に最も近い鴻池交差点及び鴻池南交差点の2箇所において、信号交差点の処理の指標である交差点需要率を計算し、問題ないことを確認しました。交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</li> <li>・工事車両及び供用時間関係車両の運転者に対し、運転等マナーの徹底を行うとともに、飲食等に伴う廃棄物などについて、不法投棄を行わないよう、今後、施設ルールを定め、運営後のテナントの順守事項とします。</li> <li>・不動産価値は、社会情勢や経済事情など様々な影響が反映されるものと考えており、本計画のみが影響して不動産価値が下がるということを一概に説明することは難しいと考えていますが、敷地外周に緑化を施し、景観に配慮するとともに、建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。</li> </ul>
71	<p><b>【要旨】</b> (記載なし)</p> <p><b>【内容】</b> 反対の意見です。物流倉庫を学校もある住宅街につくることがそもそもの問題だと思います。騒音に苦痛(不眠等)、大型車の往来の数が大幅に増え、交通しにくくなったり、事故の危険も増えます。景観や日照も悪くなります。自分の家の近くに物流倉庫がつけられたらどうでしょうか。利益だけを考えるのではなく、相手の気持ちを考えていただきたいです。その気持ちが、会社の今後につながると思います。</p>	<p>本事業の計画地は、大阪国際空港や主要道路に近接していることから、物流施設の必要性や運送の利便性が高く、昨今における関西エリアでの安定した物流ニーズ、特に関西内陸エリアでの強い物流ニーズに対応できるものと考えています。また、大規模災害時における地理的優位性があることから物流を滞らせないという利点を勘案して、物流施設の整備を行うことを計画いたしました。周辺人口の多さに紐づく地域への配送を見据えた地域経済活性化と雇用機会の創出を目指し、伊</p>

		<p>丹市都市計画マスタープランに記載されています「産業が元気な都市づくり」にも貢献できればと考えています。</p> <p>騒音については、住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行っており、規制基準の値より 5dB 程度抑えるような計画としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減するため、準備書第 6 章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>計画地西側道路（環境影響評価準備書 P3. 2-9 の図に示す調査地点 No. A）における現況の交通量は 14,411 台/日、本計画の供用時関係車両の交通量は 570 台/日の想定であり、交通量の増加は 4%程度です。物流施設の機能上、24 時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。なお、本計画の運行ルートで、鴻池南交差点から西側の一般県道 335 号（中野中筋線）については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>景観につきましては、今後、建物の外観、色彩等について市関係部署と協議し、周囲の建物や景観と調和するよう検討をします。</p> <p>環境影響評価準備書の中で、日照障害の影響について、調査・予測・評価しており、建築基準法に基づく日影規制を満足します。</p>
72	【要旨】	

	<p><b>交通事故対策</b></p> <p>【内容】</p> <p>工事中、及び施設供用後トラック、商用車、自家用車（バイク、50cc 含）は左折 I N、左折 O U T、を守る事（昼夜）</p> <p>会社として規約を作成し違反者に対する具体的な罰則を明記し守らせる様指導する事</p>	<p>歩行者及び自転車への交通安全に配慮して、本計画地へは左折 I N・左折 O U T のみとする計画です（環境影響評価準備書 P1-8、1-9、3.1-31 等に記載）。</p> <p>今後、施設ルールを定め、運営後のテナントの順守事項とします。</p>
73	<p>【要旨】</p> <p>（記載なし）</p> <p>【内容】</p> <p>1. 住環境への影響</p> <p>① 交通渋滞・交通量の増加 市バスの遅延の発生・通園通学路の交通安全</p> <p>② 騒音 24H 早朝・深夜・振動・排気ガスの影響・部屋の窓の開放時風向きの影響はどうか？</p>	<p>1. 住環境への影響</p> <p>①物流施設の機能上、24 時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。また、交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。なお、本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>②環境影響評価準備書の中で、大気汚染、騒音、振動の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、大気汚染、騒音、振動については、環境基準又は要請限度の値を下回ることなどから、著しい影響はないものと考えられます。なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、準備書第 6 章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>風の影響については、一般的にビル風（強風）の影響が懸念される超高層建築物（一般的に 60m 超）を建設する場合に予測等を行います。本施設は最高高さ約 30m を計画しており、周</p>

	<p>③ 眺望の障害は周辺住民に圧迫感・ストレスを与え、高齢者になると日常生活が限られて日々住居周辺が主になる。 ありがたいことに現在美しい景観が眺める日常である。 現状維持の希望します。</p> <p>④ 上記の要因による資産価値が下がり将来に向けて大きな問題にならないように望みます。</p> <p>2. 火災等の災害・・・近年物流倉庫火災が増加、出火すると 2～3 日以上消化を要すること・・・不安です。 ◎以上住民側に寄り添った見直しを切に希望します。よろしく願い致します。</p>	<p>辺の中高層建築物と比較し同程度の高さとなります。施設の建設により、建物のごく近傍においては風の向き等が変わる可能性があります。敷地境界付近への植栽等により、敷地外への影響を可能な限り小さくする計画とします。そのため、本施設の建設により、周辺の風環境への著しい影響はないものと考えます。</p> <p>③敷地外周に緑化を施し、景観に配慮するとともに圧迫感を軽減させる計画です。建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。</p> <p>④不動産価値は、社会情勢や経済事情など様々な影響が反映されるものと考えており、本計画のみが影響して不動産価値が下がるということを一概に説明することは難しいと考えています。</p> <p>2. 火災等の災害 本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p>
74	<p><b>【要旨】</b> 物流倉庫建設反対。</p> <p><b>【内容】</b> 住居地区に高さ 30m、長さ 219m という巨大物流倉庫についての建設は昼夜を問わずトラック等の出入りがあり、住環境の悪化は否めない。また、車両の出入口が 1ヶ所により交通渋滞が懸念され、建設に反対します。</p>	<p>住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとする。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する。</li> </ul> <p>工事車両や供用時関係車両の走行による大気汚染、騒音、振動の影響について、環境影響評価準備書の中で調査・予測・評価しています。一般県道中野中筋線及び一般県道米谷昆陽尼崎線の官民境界における予測の結果、環境基準又は要請限度の値を下回るものと考えられます。また、現況のバックグラウンドに対して、大気汚染の付加率は最大約 1%、騒音の付加量は最大約 2dB、振動は最大約 4.2dB と予測されますが、更なる影響</p>

		<p>の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。物流施設の機能上、24時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。</p> <p>車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p>
75	<p><b>【要旨】</b>  <b>反対</b>  <b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラックの路上駐車、停車による交通事故の誘発</li> <li>・風評悪化、治安の悪化、ポイ捨てゴミ増加</li> <li>・電波障害の対策</li> <li>・排気ガスによる空気汚染、ぜんそく・アレルギー持病持ちの為街から少し離れた空気のマンションを購入した。空気の汚れは、本当に困る。</li> <li>・眺望の阻害、圧迫感、駐車場の開放感阻害</li> <li>・工事の為のトラックや騒音、交通事故、空気の汚れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用時間関係車両の入場待ちによる路上停車を防ぐため、敷地内にトラックの待機駐車場を配置することに加え、なるべく多くの駐車場を確保出来るよう計画していきたいと考えています。また、施設周辺で路上駐停車をしないようテナント宛注意喚起を行います。</li> <li>・工事車両及び供用時間関係車両の運転者に対し、運転等マナーの徹底を行うとともに、飲食等に伴う廃棄物などについて、不法投棄を行わないよう、今後、施設ルールを定め、運営後のテナントの順守事項とします。</li> <li>・本事業の実施にあたり、テレビ電波の遮へい障害が発生する可能性がある予測された地域については、事前に適切な対策を行う計画です。遮へい障害の予測範囲の外側においても、遮へい障害が生じた場合には、状況を確認の上、速やかに適切な措置を講じる計画です。</li> <li>・環境影響評価準備書「3.1 大気汚染」の中で、工事車両、供用時間関係車両の走行に伴う大気汚染（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の影響について、調査・予測・評価しています。一般県道中野中筋線及び一般県道米谷昆陽尼崎線の官民境界における予測の結果、環境基準を達成するものと考えられます。また、付加率は現況のバックグラウンド濃度に対して、最大約1%と予測されますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</li> <li>・敷地外周部の緑化による視覚的調和を図るなど、圧迫感を軽減させるよう努めます。</li> <li>・工事車両の走行による大気汚染、騒音の影響について、環境影響評価準備書の中で調査・予測・</li> </ul>

		<p>評価しています。一般県道中野中筋線及び一般県道米谷昆陽尼崎線の官民境界における予測の結果、環境基準又は要請限度の値を下回るものと考えられます。また、現況のバックグラウンドに対して、大気汚染の付加率は最大約1%、騒音の付加量は最大約1dBと予測されますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>また、交通安全に向けて、工事車両の運転者に対し、運転マナーの徹底を行うとともに、車両出入口への出庫警報装置の設置などの安全対策を行います。</p>
76	<p><b>【要旨】</b> 隣接するラ・ヴェール伊丹昆陽池A棟に居住する者として、意見を提出します。</p> <p>1. 騒音 2. 交通量 3. 景観 4. その他</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>1. 騒音について</p> <p>(1) 施設騒音の調査結果について、規制基準が第3種区域だが、隣接するラ・ヴェール伊丹昆陽池は第2種住居地域である。しかもその境界にある道幅が狭い。規制基準を第2種区域に設定すべきだと思う。</p> <p>類型に対応する環境基準値の地域の類型もC類型で調査されているがB類型であるべきだと思う。</p> <p>(2) 建物の利用（設備の稼働）による騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 室外機が施設の南側（ラ・ヴェール伊丹昆陽池側）に70台設置される。目隠し壁で囲うとなっているが、実際どれだけ騒音が軽減されるのか不安である。</li> <li>・ 室外機から出る排熱風・風量による影響を不安に思う。</li> <li>・ 有圧扇69台設置となっているが、どう</li> </ul>	<p>1. 騒音について</p> <p>(1) 環境影響評価準備書では、本事業計画地の用途地域である準工業地域の基準で、調査・予測の結果を整理しましたが、住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行った結果、施設騒音は、準工業地域の基準値より5dB程度抑えるような計画としています。</p> <p>①場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとする。</p> <p>②設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する。</p> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減するため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>(2) 目隠し壁の効果も踏まえ、環境影響評価準備書「3.2 騒音」の中で、建物の利用（室外機や有圧扇等の設備の稼働）に伴う騒音の影響について、予測・評価しています。予測の結果、規制基準の値を下回る（準工業地域の基準値より5dB程度抑えられる）ものと考えられます。なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減するため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施</p>

<p>いったものなのか？</p> <p>騒音と排気・吸気による影響・風量を不安に思う。</p> <p>2. 建物の利用（自動車交通の増加）</p> <p>(1) 施設近辺について</p> <p>土・日・祝は、近くのオアシスタウンにユニクロ・GUなどの店舗が入っており、県道姥ヶ茶屋伊丹線沿いには大型ホームセンタービバホームがあり、交通量が多く渋滞も見受けられる。そこに施設のトラックの走行が加わると道路事情がかなり悪化すると思われる。</p> <p>(2) 一般県道中野中筋線について</p> <p>一般県道中野中筋線の西行き（桜台小学校方面）の道路は大変狭く、軽くカーブもしている。しかも片側車線の一部はガードレールもなく、今でも市バスなど大型車両が通る時は本当に怖い。</p> <p>8/19の住民説明会では、中野中筋線西行き方面のトラック進入禁止を前向きに検討することだが、具体的にどのようにするのか？トラックのドライバーに周知徹底するというだけでは進入禁止が守られるとは思えない。</p> <p>トラックの出入りは、中野中筋線を通らないとなると、施設から出庫したトラックは右折することになるが（中国道宝塚ICに向かう場合や県道米谷昆陽尼崎線を通らない場合）、片側2車線を横切らなければならないが、交通量が多い時間帯は出庫するトラックが滞留することになる。その間のア</p>	<p>する計画です。</p> <p>室外機から出る排熱風・風量による影響については、できる限り住居に面した南側の配置を避けるとともに、敷地境界付近への植栽等により、敷地外への影響を可能な限り小さくする計画とします。</p> <p>有圧扇とは、外の空気抵抗を受けにくい作りをした換気扇です。</p> <p>上記のとおり、騒音・排熱風・風量による敷地外への著しい影響はないものと考えます。</p> <p>2. 建物の利用（自動車交通の増加）</p> <p>(1) 計画地西側道路（環境影響評価準備書P3. 2-9の図に示す調査地点No. A）における現況の交通量は14,411台/日、本計画の供用時関係車両の交通量は570台/日の想定であり、交通量の増加は4%程度です。車両の円滑な出入りや、歩行者及び自転車への交通安全に配慮して、本計画地へは左折IN・左折OUTのみとする計画です。車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めており、事業者として可能な配慮を行います。</p> <p>(2) 環境影響評価準備書に関する説明会でご説明差し上げたとおり、鴻池南交差点から西側の一般県道335号（中野中筋線）については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>運行ルートの変更は、鴻池南交差点から西側であり、車両の円滑な出入りや、歩行者及び自転車への交通安全に配慮して、本計画地へは左折IN・左折OUTとする計画です。</p>
--	--

<p>イドリングと、 歩行者はトラックの圧迫感に安心して通行できない。</p> <p>3. 景観について 高さ 30m幅 219mの巨大な施設建物のフォトモンタージュは隣接すラ・ヴェール伊丹昆陽池からのものがない。 A棟南向き住居の玄関側廊下、東向きの住居の施設建物寄りの端の廊下のフォトモンタージュが不足。道路や離れた地点からのフォトモンタージュばかりで、24時間365日常に目にしなければならぬラ・ヴェールからのフォトモンタージュがないのは不満である。 施設建物の外観・材質・色彩を工夫して圧迫感の緩和に努めるということだが、隣接するラ・ヴェールの住民としては、外観を工夫されても、目と鼻の先にある施設建物の圧迫感はなくならない。 空も景色も全く見えなくなり、快適だった住環境が奪われることになる。ひいては資産価値の低下につながり、死活問題だ。</p> <p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中・供用時の相談窓口が具体的にわからない。特に供用時のクレームはどこに訴えればよいのか？テナントを入れるということだが、責任の所在が明確でない。</li> </ul> <p>おわりに</p> <p>準工業地域だから、巨大物流センターを建てるのは法的に問題ないのかもしれないが、周りは住宅地であるし、近辺には幼稚園・小学校・中学校がある。特に一般県道中野中筋線西行きは狭い道路で通学路である。 こんな場所に、24時間操業の巨大物流センターを建設するという発想が信じられない。</p>	<p>3. 景観について 予測地点（フォトモンタージュの作成）は、不特定かつ多数の者が利用する場所という観点で選定しています。 敷地外周に緑化を施し、圧迫感の軽減を図るとともに、建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。 不動産価値は、社会情勢や経済事情など様々な影響が反映されるものと考えており、本計画のみが影響して不動産価値が下がるということを一概に説明することは難しいと考えていますが、事業者の実施可能な範囲内で更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>4. その他 相談窓口については、施工者決定後、工事開始前の間に周知します。共用開始後の窓口については事業者（三菱地所株式会社 物流施設事業部）にて設置・対応を予定していますが、詳細については決定次第、お知らせします。</p> <p>おわりに</p> <p>本事業の計画地は、大阪国際空港や主要道路に近接していることから、物流施設の必要性や運送の利便性が高く、昨今における関西エリアでの安定した物流ニーズ、特に関西内陸エリアでの強い物流ニーズに対応できるものと考えています。また、大規模災害時における地理的優位性があることから物流を滞らせないという利点を勘案して、物流施設の整備を行うことを計画いたしました。周辺人口の多さに紐づく地域への配送を見据えた地域経済活性化と雇用機会の創出を目指し、伊丹市都市計画マスタープランに記載されています「産業が元気な都市づくり」にも貢献できればと考えています。</p>
---	---



		<p>物流施設の機能上、24 時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。また、本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p>
77	<p><b>【要旨】</b> 24 時間大きな車が通ると音が上にあがりやかましく窓も開けていられません。ほこりも沢山です。</p> <p><b>【内容】</b> どうか 24 時間は動かない様に！！ やっと孫が 1 人で遊びに来れる年齢になり喜んでいましたが、これではあぶなく安心できません。どうか中止になりませんか他に活用して下さい。景観がそこなわれて、さみしいです。今は遠くまで見えていますですがそれが無くなると思うと・・・</p>	<p>環境影響評価準備書「3.1 大気汚染」の中で、工事車両、供用時関係車両の走行に伴う大気汚染（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）、騒音の影響について、調査・予測・評価しています。一般県道中野中筋線及び一般県道米谷昆陽尼崎線の官民境界における予測の結果、要請限度の値を下回るものと考えられます。現況のバックグラウンドに対して、大気汚染の付加率は最大約 1%、騒音の付加量は最大約 2dB と予測されますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第 6 章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>物流施設の機能上、24 時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行っており、例えば騒音は、規制基準の値より 5dB 程度抑えるような計画としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> <p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>敷地外周に緑化を施し、景観に配慮するとともに、建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。</p>
78	<p><b>【要旨】</b></p>	

	<p><b>交通量が多くなることへの心配</b></p> <p><b>【内容】</b></p> <p>騒音、低周波による身体的影響を心配しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション角の信号で発進・停止の車のエンジン音が、今でも「コ」の字の中庭に音が反響し、夜中はとくにうるさいです。24 時間体制のトラックの出入りがあると聞きますが、騒音は就眠を妨げることはないのでしょうか？また低周波というのは非常に不ゆかいな気分になるものです。その点も心配しています。</li> <li>・駐車場から荒牧方面へ出庫するとき、今現在もバスが止まっていると、荒牧方面から来る車が非常に見にくく、危険を感じます。</li> <li>・車だけでなく歩行者、自転車もひんぱんに通行します。安全面は大丈夫なのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価準備書の中で、騒音、低周波音の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、騒音については、環境基準又は要請限度の値を下回り、低周波音については一部で参照値を上回りますが、現況と同程度であることなどから、著しい影響はないものと考えられます。また、住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとする。</li> <li>②設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する。</li> </ul> </li> <li>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、準備書第 6 章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</li> <li>・工事車両及び供用時間関係車両の運転者に対し、運転マナーの徹底を行うとともに、計画地南側のマンションと事業計画地との間にある生活用道路の前面を通過する際は、生活用道路から出てくる車に配慮するよう呼びかけます。</li> <li>・交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</li> </ul>
79	<p><b>【要旨】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民の基本的、健康的な生活に対する悪影響</li> <li>2. 当マンションの管理会社三菱地所が、事業社であることが納得できません。</li> </ol> <p><b>【内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入口のすぐそばには市営や幼稚園のバス停があり、渋滞により通勤・通学等に多大な影響を及ぼします。現在でも伊丹病院に行くバスの本数は少なく、予約の時間に間に合わ</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。また、交通安全に向けて、車両出入口への出庫</li> </ol>

	<p>くなると予想されます。又、現在も事故が多く、横断歩道を渡るのも危ない上に、更に危険になります。幼稚園、小学生の通学路として心配です。</p> <p>その他、騒音、排気ガスによる大気汚染、火災、電波障害は深刻と考えます。</p> <p>2. 三菱地所株式会社に対して、疑惑が多く、信頼できない気持ちです。</p>	<p>警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。なお、本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>環境影響評価準備書の中で、大気汚染、騒音等の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、環境基準等の基準値を下回るなどから著しい影響はないものと考えられますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p> <p>電波障害については、本事業の実施にあたり、テレビ電波の遮へい障害が発生する可能性がある予測された地域において、事前に適切な対策を行う計画です。遮へい障害の予測範囲の外側においても、散発的に遮へい障害が発生する可能性があることから、工事中及び供用時を通して遮へい障害が生じた場合には、状況を確認の上、速やかに適切な措置を講じる計画です。</p> <p>2. 貴マンションは元々当社が分譲したマンションではないため、管理会社が同じ会社であることに関しては、住民の方々からの指摘で知りました。当社は様々な場所、様々な形で不動産事業を行っているため、管理している貴マンションと本計画地が近接したところになったという経緯です。</p>
80	<p><b>【要旨】</b> 物流倉庫付近への駐停車禁止について</p> <p><b>【内容】</b> 物流倉庫へのトラックの出入りは県道 335 号線の北側から入り南側に出ることになっているが、搬入時間前に到着した場合に県道の南向きおよび北向きの道路へ駐停車し渋滞になる懸念がある。</p>	<p>供用時関係車両の入場待ちによる路上停車を防ぐため、敷地内にトラックの待機駐車場を配置することに加え、なるべく多くの駐車場を確保出来るよう計画していきたいと考えています。また、施設周辺で路上駐停車をしないようテナント</p>

	<p>現在でも深夜に天中テニスコート側の県道に小型トラックが時間調整のためか、停車することがあるので、市の責任において倉庫付近一帯を駐停車禁止区域に指定すべきである。</p>	<p>宛注意喚起を行います。</p>
81	<p><b>【要旨】</b> (記載なし) <b>【内容】</b> 交通量の増加、騒音の対策 環境、景観がそこなわれる トラック等の往来でバス停への影響 マンションの価値が下がるのではと心配しています。 住み良い鴻池がそこなわれるのはいかながなものでしょう</p>	<p>計画地西側道路（環境影響評価準備書 P3. 2-9 の図に示す調査地点 No. A）における現況の交通量は 14,411 台/日、本計画の供用時関係車両の交通量は 570 台/日の想定であり、交通量の増加は 4%程度です。環境影響評価準備書の中で工事車両、供用時関係車両の走行に伴う大気汚染、騒音等の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、環境基準の値を下回るものと考えられますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第 6 章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>景観については、敷地外周に緑化を施し、景観に配慮するとともに、建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。</p> <p>公共交通機関等の妨げとならないよう、タイミングを見計らって出庫するよう、運転者への注意喚起などの対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関等の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>不動産価値は、社会情勢や経済事情など様々な影響が反映されるものと考えており、本計画のみが影響して不動産価値が下がるということを一概に説明することは難しいと考えています。</p>
82	<p><b>【要旨】</b> 事故対策について 騒音について <b>【内容】</b> 交通量が多くなると、桜台小学校へ、徒歩で通学する子供達が事故に巻き込まれないか心配です。現在においても、飛行機や車の走行音で苦しんでいるのに、これ以上の騒音は、我慢できません。</p>	<p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p>

		<p>なお、本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>工事車両や供用時関係車両の走行による騒音の影響について、環境影響評価準備書の中で調査・予測・評価しています。一般県道中野中筋線及び一般県道米谷昆陽尼崎線の官民境界における予測の結果、要請限度の値を下回るものと考えられます。また、現況のバックグラウンドに対して、騒音の付加量は最大約 2dB と予測されますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第 6 章に記載した環境保全措置を実施する計画です。本事業に起因する騒音については、事業者として可能な配慮を行います。</p>
83	<p><b>【要旨】</b></p> <p>① 交通事故対策 ②道路の渋滞問題 ③ 設備騒音 ④その他</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>① 隣接マンションの駐車場から県道 335 号へ出る際、トラックで鴻池南交差点に向かう車が見にくくなり危険なので信号をつけてほしい。</p> <p>① 倉庫が敷地ギリギリに建ったり、樹木を植えたりしたら、補道を鴻池南交差点へ向かう歩行者や自転車等が見にくくなり危険。</p> <p>② 多数の大型トラックの左折入出庫の際、どちらも 2 車線を塞ぐことなく 1 車線で入出庫出来る敷地入口の形状で設計、建設のこと。</p> <p>② 鴻池交差点から鴻池南交差点の道路及び近隣道路での入庫待ち停車は厳禁のこと。</p> <p>③ 太陽光発電のパワーコンディショナの騒音問題は設置前に検証すべき。</p>	<p>①信号機の設置については、行政・警察の管轄となります。事業者から「住民意見書で要望があったこと、事業者が信号機を設置できるか」と相談することは可能と考えています。</p> <p>①計画地南西端の植栽は、低木とするなど、視認性を高めるよう検討します。</p> <p>②車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>②供用時関係車両の入場待ちによる路上停車を防ぐため、敷地内にトラックの待機駐車場を配置することに加え、なるべく多くの駐車場を確保出来るよう計画していきたいと考えています。また、施設周辺で路上駐停車をしないようテナント宛注意喚起を行います。</p> <p>③太陽光発電設備を設置するかは、現在検討中です。</p>

	<p>③ 太陽光発電による周辺の温度上昇等はないのかの検証。</p> <p>③ 反射光被害について — 太陽光パネルの向き・角度・太陽光の入射角度・反射角度の調査を年単位で測定し、結果を出してほしい。</p> <p>④ 1日250～300台のトラックの出入りで敷地内待機駐車場が6台で妥当と考える根拠を示してほしい。</p> <p>④ 工事中及び倉庫事業開始後の問題発生時における連絡窓口の24時間開設。</p>	<p>③太陽光発電による周辺の温度上昇に関する検証は出来かねます。なお、既往の研究によると、独立行政法人産業技術総合研究所が実施した東京23区に太陽光発電パネルを大量導入した場合のシミュレーションの結果、太陽光パネルを大規模に導入した場合の気温への影響は0.1℃以下となることを報告しています。</p> <p>③太陽光発電設備を設置するかは、現在検討中ですが、設置する場合は事前に周辺への配慮、パネルによる反射光の影響について考慮した上で設置するように致します。</p> <p>④トラック待機場は、環境影響評価概要書時点では6台の計画でしたが、環境影響評価準備書時点で7台の計画に変更しました。類似施設を調査したところ、車両台数が多い施設で、1日にトラックの駐車場は約10回転（1マス当たり約10台が出入り）しておりましたが、特に問題なく運営しています。本施設でも1日当たり10回転程度となることを想定し、物流車両の台数（トラックの駐車場39台に対して1日400台）を設定しています。また、類似施設での調査を基に1時間毎の入庫台数を設定しており、環境影響評価準備書P1-11の表に掲載しています。入庫台数がトラックの駐車場39台を超える時間はなく、同時間帯に入庫台数と同等の台数が出庫する想定です。実際に超えた場合でも7台分のトラック待機場を利用する計画です。</p> <p>④工事中は施工管理者、供用後は運営管理者と相談して決める予定です。現段階では未定のため、工事中の窓口は施工者決定後、工事開始前の間に周知をします。供用後の窓口については事業者（三菱地所株式会社 物流施設事業部）にて設置・対応を予定していますが、詳細については決定次第、お知らせします。</p>
84	<p><b>【要旨】</b> 伊丹市鴻池計画環境影響等踏まえて・住民説明会・自動車の流れ騒音・騒音測定場所A,B,C点・通学路等の安全性</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>① 伊丹市環境影響評価住民説明会はラ・ヴェール伊丹昆陽池工事説明会となぜ時</p>	<p>①住民説明会の日程については、伊丹市の環境影響評価に関する要綱で、環境影響評価準備書の</p>

<p>間帯同じ時間帯なの</p> <p>② 米谷線は今でも車の流れが多い、これから市民病院も完成し、物流倉庫の車と合わせて騒音懸念する</p> <p>③ 大型物流倉庫火災は最近多く発生が多い。鴻池倉庫で発生の際はラ・ヴェール入居者は車で仕事いける！</p> <p>④ 道路騒音測定 A, B, C の測定場所では少ない。ラ・ヴェール伊丹昆陽池前の信号のラ・ヴェール側で測定必要。</p> <p>⑤ 子どもの通学路は今のままで良いと伊丹市として考えてますか。</p> <p>⑥ 物流倉庫の有る市は道路、右側はゴミが多く道路は汚いと聞きます。伊丹も同じ</p>	<p>公表日（8月1日）から30日以内（8月30日まで）に説明会を開催することが定められています。開催回数等について伊丹市とも相談し、平日の夜と休日の日中に各1回実施することを決定しました。ラ・ヴェール伊丹昆陽池工事説明会の日程については存じ上げなかったため、結果的に開催日が重なってしまったという経緯です。</p> <p>②本計画の工事車両や供用時関係車両の走行による騒音の影響について、環境影響評価準備書の中で調査・予測・評価しています。一般県道中野中筋線及び一般県道米谷昆陽池尼崎線の官民境界における予測の結果、要請限度の値を下回るものと考えられます。また、現況のバックグラウンドに対して、騒音の付加量は最大約2dBと予測されますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。本事業に起因する騒音については、事業者として可能な配慮を行います。</p> <p>③本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行って参ります。</p> <p>④本計画の工事車両及び供用時関係車両が多く通過すると思われる計画地付近のA, B, Cを代表地点として選定し、調査を実施しました。交差点では自動車の走行速度が低下し、騒音レベルは低くなる傾向があります。そのため、騒音調査は交差点から距離をとり、できるだけ通常の走行速度となる区間で実施しています。</p> <p>⑤交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。なお、本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>⑥工事車両及び供用時関係車両の運転者に対し、運転等マナーの徹底を行うとともに、飲食等に</p>
--	---

	く成るの！物流倉庫は運転者用ゴミ処分コンテナは設置なし！	伴う廃棄物などについて、不法投棄を行わないよう、今後、施設ルールを定め、運営後のテナントの順守事項とします。
85	<p><b>【要旨】</b> 住宅地へ建設予定の物流倉庫の計画内容見直しを望みます。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間稼働を想定している事から騒音・振動により住民の睡眠が妨げられ健康被害が心配されます。夜間や早朝は控えてほしいです。</li> <li>・物流倉庫は燃えやすく鎮火に何日間も要した前例もあり、建設予定地近隣は道路が狭く消防活動も困難が予想されます。とても危険です。</li> <li>・トラック出入口が1カ所しかなく、伊丹市バス天中前バス停のすぐ横である為、バスの運行遅延・渋滞や交通事故も心配です。住民の健康と安全を第一にご検討のほどお願いいたします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行っており、騒音については、規制基準の値より 5dB 程度抑えるような計画としています。</li> <li>①場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>②設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減するため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。物流施設の機能上、24 時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</li> <li>・車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。また、交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。</li> </ul>
86	<p><b>【要旨】</b> (記載なし)</p> <p><b>【内容】</b> たくさんのトラックが出入りすると聞いています。バス停も近くにあり、交通面が不安になります。</p>	<p>物流施設の機能上、24 時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。運転マナーの徹底などの環境保全措置を実施する計画です。車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機</p>



		関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。
87	<p><b>【要旨】</b> 巨大物流倉庫建設反対</p> <p><b>【内容】</b> 地震に遭遇しやっとなんて落ちて暮らしていましたが家の中が暗くなるのではと思ったり、車の出入りが多くなるので交通事故の増加、マンションの値段も下がるのではと色々心配です。中学校も近いので騒音、交通事故も心配しております。</p>	<p>本計画で新築する建物は、日影規制に満足するため、日照障害の著しい影響はないと考えます。</p> <p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関等の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>不動産価値は、社会情勢や経済事情など様々な影響が反映されるものと考えており、本計画のみが影響して不動産価値が下がるということを一概に説明することは難しいと考えています。</p> <p>本計画の施設から発生する騒音は、近隣に天王寺川中学校があることから、中学校の敷地から50mの区域は、本来適用される規制基準より5dB低い値を満足するように配慮した計画としています。交通安全については、上記の安全対策を行う計画です。</p>
88	<p><b>【要旨】</b> ①騒音について ②景観について</p> <p><b>【内容】</b> ①まず第一にここは居住地域という事です。騒音ですが、基準はクリアしているのですが、24時間稼働する場合、早朝、夜、深夜本当に大丈夫なんですか？巨大物流倉庫側にも部屋があり、そこで就寝しますので、毎日のきちんとした睡眠は保証されるのですか？</p>	<p>①住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行っており、騒音については、規制基準の値より5dB程度抑えるような計画としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減するため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。物流施設の機能上、24時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。</p>

	<p>②景観についてですが、無機質な高層ビルがいきなり居住地域の中に建っている違和感でしかありません。中国インターが近い方が良ければもっと居住地域ではない所にするべきです。この物流倉庫が出来て、マンションの価値も下がると思います。なぜならこのような巨大物流倉庫がある所を誰が買いたいですか？睡眠、騒音、景観、どれをとっても不安です。中止して下さい。</p> <p>もし、自分の家の隣によりにもよって巨大物流倉庫ができると思ってみて下さい。</p>	<p>②本施設は最高高さ約 30mを計画しており、周辺の中高層建築物と比較し同程度の高さとなります。敷地外周に緑化を施し、景観に配慮するとともに、建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。</p> <p>不動産価値は、社会情勢や経済事情など様々な影響が反映されるものと考えており、本計画のみが影響して不動産価値が下がるということを一概に説明することは難しいと考えています。</p> <p>住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行っており、騒音については、規制基準の値より 5dB 程度抑えるような計画としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減するため、準備書第 6 章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>
89	<p><b>【要旨】</b> 巨大物流倉庫建設は反対です。建設中止してください。</p> <p><b>【内容】</b> 環境が悪くなります。見晴らしも悪くなりますし、騒音で睡眠も奪われてしまいます。マンションの周りをいつも散歩してますが、倉庫が出来たら風などで歩きづらくならないか不安です。杖をつけて歩いているので少し風が強くなると歩けません。今までの暮らしをうばわないでください。こんなところに 24 時間の倉庫はいりません。中止してください。</p>	<p>環境影響評価準備書の中で、大気汚染、騒音、振動、低周波音等の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、大気汚染、騒音、振動については、環境基準又は要請限度の値を下回り、低周波音については一部で参照値を上回りますが、現況と同程度であることなどから、著しい影響はないものと考えられます。なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、準備書第 6 章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>景観については、敷地外周に緑化を施し、景観に配慮するとともに、建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。</p> <p>風の影響については、一般的にビル風の影響が</p>

		<p>懸念される高層建築物（一般的に60m超）を建設する場合に予測等を行います。本施設は最高高さ約30mを計画しており、周辺の中高層建築物と比較し同程度の高さとなります。施設の建設により、建物のごく近傍においては風の向き等が変わる可能性があります。敷地境界付近への植栽等により、敷地外への影響を可能な限り小さくする計画とします。そのため、本施設の建設により、周辺の風環境への著しい影響はないものと考えます。</p> <p>住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとする。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する。</li> </ul> <p>なお、物流施設の機能上、24時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。</p>
90	<p><b>【要旨】</b> (記載なし)</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巨大物流倉庫を作るメリットが（この地域で）あるのか？</li> <li>・自宅駐車場から自宅前道路335号線に出る時、渋滞しないか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の計画地は、大阪国際空港や主要道路に近接していることから、物流施設の必要性や運送の利便性が高く、昨今における関西エリアでの安定した物流ニーズ、特に関西内陸エリアでの強い物流ニーズに対応できるものと考えています。また、大規模災害時における地理的優位性があることから物流を滞らせないという利点を勘案して、物流施設の整備を行うことを計画いたしました。周辺人口の多さに紐づく地域への配送を見据えた地域経済活性化と雇用機会の創出を目指し、伊丹市都市計画マスタープランに記載されています「産業が元気の都市づくり」にも貢献できればと考えています。</li> <li>・物流施設の機能上、24時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。運転マナーの徹底などの環境保全措置を実施する計画です。車両の出</li> </ul>

	<p>・24時間稼働ということで騒音、特に深夜は大丈夫か？</p> <p>・学校が近くにあり子供達の通学に支障はないのか？</p> <p>・鴻池に倉庫を作る事で街と一体感、環境をそこなわないか？</p>	<p>入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>・住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行っており、騒音については、規制基準の値より 5dB 程度抑えるような計画としています。</p> <p>①場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</p> <p>②設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</p> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減するため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。物流施設の機能上、24 時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。</p> <p>・交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。なお、本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p> <p>・敷地外周に緑化を施し、景観に配慮するとともに、建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。環境影響評価準備書の中で、大気汚染、騒音、振動、低周波音の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、大気汚染、騒音、振動については、環境基準又は要請限度の値を下回り、低周波音については一部で参照値を上回りますが、現況と同程度であることなどから、著しい影響はないものと考えられます。なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>
91	【要旨】	

	<p><b>巨大倉庫</b></p> <p><b>【内容】</b></p> <p>巨大倉庫が建築されるのは、住宅街の中に建ちその前には学校もあり、バス、自動車の行き来もあり、大変危険な場所である。</p>	<p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関等の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p>
92	<p><b>【要旨】</b></p> <p>“安心・安全なまち”を守ってほしい。郊外でも埋立地でもない、住宅地のすぐそばにこのような巨大倉庫が建設されるのは“安心・安全なまち”でなくなってしまうのでは？</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住環境・・・景観破壊、圧迫感、資産価値のため、規模の縮小を望みます。</li> <li>・交通渋滞、交通安全・・・進入車両の増加により通園・通学の安全が脅かされ、渋滞によるバスの遅延により生活に支障が出ます。今でも交通量が多く、騒音にも悩まされています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業成立のため、規模縮小のご要望にはお応えできかねますが、敷地外周に緑化を施し、景観に配慮するとともに圧迫感を軽減させる計画です。建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。また、不動産価値は、社会情勢や経済事情など様々な影響が反映されるものと考えており、本計画のみが影響して不動産価値が下がるということを一概に説明することは難しいと考えています。</li> <li>・交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。なお、本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</li> </ul> <p>本計画の工事車両や供用時関係車両の走行による騒音の影響について、環境影響評価準備書の中で調査・予測・評価しています。一般県道中野中筋線及び一般県道米谷昆陽尼崎線の官民境界における予測の結果、要請限度の値を下回るものと考えられます。また、現況のバック</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年より日本各地の物流倉庫で火災が起きている。火災時にすぐに消火活動ができるよう倉庫の敷地内に消火活動のできる設備を整え南西側通路に影響のないようにしてほしい。</li> <li>・住宅地に密接しているため、夜間の業務は受け入れられない。飛行機と同じくらいの時間帯でお願いしたい。</li> </ul> <p>・いずれにしても、このままの規模の倉庫は住民としては受け入れがたく、計画の見直しを望みます。</p>	<p>グラウンドに対して、騒音の付加量は最大約2dBと予測されますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</li> <li>・住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行う計画であり、例えば騒音は、準工業地域の基準値より5dB程度抑えるような計画としています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとする。</li> <li>②設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する。</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。物流施設の機能上、24時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業成立のため、規模縮小のご要望にはお応えできかねますが、建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。</li> </ul>
93	<p><b>【要旨】</b>  当該建築計画を行われている物流倉庫は立地の  上から建設は不適確と思われる。</p> <p><b>【内容】</b>  計画地周辺は学校や医療施設、商業施設などが有り、交通量の変化などによる事故の多発が考えられます。又、建築物による景観、日照、突風などの発生に伴い、住環境が悪化します。地域の住民は高齢化が進んでいる中で静かな老後の生活をしたしたいと思います。</p>	<p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>景観については、敷地外周に緑化を施し、景観に配慮するとともに、建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。</p>

		<p>日照については、本計画で新築する建物は、日影規制に満足するため、日照阻害の著しい影響はないと考えます。</p> <p>風については、一般的にビル風の影響が懸念される高層建築物（一般的に60m超）を建設する場合に予測等を行います。本施設は最高高さ約30mを計画しており、周辺の中高層建築物と比較し同程度の高さとなります。施設の建設により、建物のごく近傍においては風の向き等が変わる可能性があります。敷地境界付近への植栽等により、敷地外への影響を可能な限り小さくする計画とします。そのため、本施設の建設により、周辺の風環境への著しい影響はないものと考えます。</p> <p>騒音については、住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行っており、規制基準の値より5dB程度抑えるような計画としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> <p>なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>
94	<p><b>【要旨】</b> 建設反対のため中止してほしい</p> <p><b>【内容】</b> この周辺は中学校、小学校が有り、登下校に車の往来で事故のない保障が出来るのでしょうか！周辺の環境は促進住宅、マンションもだんだん老人が増えて来ております。余生をのんびりと暮らしたいのにそのような場所に倉庫を建設して良いのでしょうか。本来、運輸倉庫は人の少ない湾岸に建設すべきです。どうか中止にしてください。</p>	<p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関等の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>なお、本計画の運行ルートで、鴻池南交差点から西側の一般県道335号（中野中筋線）については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p>
95	<p><b>【要旨】</b></p>	

	<p>巨大物流倉庫の建設によって、住居から北東側の池田市付近の山並みや青空といった自然の景色がさえぎられ、圧迫も感じますので、巨大物流倉庫の建設に反対します、</p> <p>【内容】</p> <p>図3.8-13の景観ですが、巨大物流倉庫によって北東側の池田市付近の山並みが見えなくなり、著しく景観が損なわれると考えます。建設に反対いたします。</p> <p>P3.8-13の図3.8-5(5)は、地面から撮影されていますが、実際に住民が住んでいる約3階よりも上のバルコニーからは、山並みといった自然の景色も見えます。</p> <p>巨大物流倉庫が出来ると、自然の景色が巨大な建物でさえぎられ、かつ圧迫感を感じる事が予想されますので建設には反対いたします。</p>	<p>敷地外周に緑化を施し、景観に配慮するとともに圧迫感を軽減させる計画です。建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。</p> <p>撮影場所(調査・予測地点)は、不特定かつ多数の者が利用する場所という観点で選定しています。上記のとおり、景観や圧迫感の軽減に配慮します。</p>
96	<p>【要旨】</p> <p>(仮称)伊丹市鴻池計画環境影響評価に関する要綱に基づく住民説明会に出席した。開催日:2022年8月19日、20日</p> <p>その中で住民側の質問時間がたいへん短く、工事に関する理解と納得ができるものでは無かった。事業所は令和3年11月9日伊丹市長が提出した審査意見書に基づき丁寧に説明責任を果たすべきである。</p> <p>【内容】</p> <p>以下のとおり、「(仮称)伊丹市鴻池計画に係る環境影響評価準備書」に対する意見書を述べていただく。</p> <p>3.4 低周波音</p> <p>P3.4-11 図3.4-6 新設建物における設備機器(室外機)の配置計画(1~4F)</p> <p>室外機の配置計画:70台が壁面設置となっているが、ビルなどの屋上に設置をすることで、低周波の騒音改善に繋がると考えられるので検討願いたい。</p> <p>表3.4-9 建物の利用(設備の稼働)に伴う低波音の予測結果を参照すると、No.1住宅近接地点(南側)、No.2住宅近接地点(南東)No.4敷地境界最大値地点の63Hz及び80Hzで参照値を上</p>	<p>本件準備書に係る説明会につきまして、以下の通り実施しました。</p> <p>令和4年8月19日(金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開会、出席者紹介、事業者挨拶(約5分間)</li> <li>・環境影響評価準備書の概要説明(約35分間)</li> <li>・質疑応答(約100分間)</li> </ul> <p>令和4年8月20日(土)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開会、出席者紹介、事業者挨拶(約5分間)</li> <li>・環境影響評価準備書の概要説明(約35分間)</li> <li>・質疑応答(約75分間)</li> </ul> <p>説明会当日の質疑応答は、当初の予定より長く、会場の予約時間いっぱいまでお時間を取らせていただきました。</p> <p>3.4 低周波音</p> <p>室外機の屋上設置につきましては、日影規制や詳細な設備設計との兼ね合いも含めて検討し、近隣の住居への影響が少しでも小さくなるよう配慮します。</p> <p>敷地境界上は、63Hz及び80Hzにおいて心身に係る苦情に関する参照値を上回りますが、計画地点付近の住居側でも予測を行い、参照値以下となる見込みであることを確認しています。また、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減するため、準備書第6章に記載した環</p>



<p>回っている。事業者の予測結果にも一部の地点の63Hz及び80Hzで、参照値を上回る以外はいずれも参照値を下回る。と記載している。</p> <p>この参照値は、(下段)心身に係わる苦情に関する参照値と記載あり。現在でも、一部の計測地点で心身に係わる苦情に関する参照値を上回っているということは、工事中、供用時には、今以上の低周波音が発生し、24時間低周波音にさらされることにより心身に不調をきたす可能性大だと考える。</p> <p>低周波騒音による問題は、リラックスしているときや寝ているときにも聞こえてきてしまい、耳が詰まったような感じになり、そのうち耳以外にも症状が現れ始め、落ち着きがなくなったり胸の苦しさを覚えたり症状が広がってしまうこともある。そのままにしておくと、自律神経失調症などの精神障害になってしまう可能性もある。</p> <p>24時間低周波音に苦しみ、心理的苦情が悪化してくると、生理的苦情(耳鳴り、頭痛、吐き気)などが発生する。</p> <p>事業者は、3.4.2 予測及び評価</p> <p>(1) 建物の利用(設備の稼働)</p> <p>事後監視調査: 建物の利用(設備の稼働)による低周波音は、音圧レベルが低いと予測されるため、事後監視調査の対象としない。と記載されているが、すでに一部の周波数で音圧レベルを上回ると予測しているのであれば、供用時に事後監視調査をするべきだと考える。</p> <p>3.6 電波障害</p> <p>3.6.2 予測及び評価</p> <p>(1) 建物の存在</p> <p>環境保全措置: 電波障害発生時における適切な対応。となっているが、物流倉庫が24時間稼働であるならば、24時間電波障害が発生する可能性</p>	<p>環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>計画地内の設備の稼働による低周波音の予測の結果、敷地境界上は、63Hz及び80Hzにおいて心身に係わる苦情に関する参照値を上回りますが、現況の調査結果と同等の予測結果となっています。また、計画地内の設備の稼働による計画地点付近の住居側地点の予測結果は、参照値以下となる見込みであることを確認しています。また、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減するため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>これらを総合的に勘案し、建物の利用(設備の稼働)に伴う本施設からの著しい影響はないものと考えますので低周波音は事後監視調査の対象としておりません。</p> <p>3.6 電波障害</p> <p>3.6.2 予測及び評価</p> <p>(1) 建物の存在</p> <p>電波障害の相談を含め、共用開始後の窓口については事業者(三菱地所株式会社 物流施設事業部)にて設置・対応を予定していますが、詳細に</p>
--	--

	<p>がある。電波障害による近隣住民相談窓口を設けるべきである。</p> <p>昨今、ゲリラ豪雨などの天災が頻繁に発生することから、電波障害が発生すると避難情報の取得が困難になり非常に危険である。電波障害に関しても事後監視調査をするべきだと考える。</p> <p>3.8 景観</p> <p>供用時建物の存在に伴う圧迫感が生じると考えられるため、高木及び中木の植栽を施すことにより、圧迫感を緩和する計画としているが、植栽の剪定、道路への落ち葉の清掃、側溝の落ち葉の清掃活動は、事業所費用負担で行って頂きたい。</p> <p>3.9 地球環境</p> <p>子どもたちが安心して暮らせる社会を作るのが大人の仕事だと考える。</p> <p>夢の話ではあるが、もし、あの場所が準工業地域でなかったら、埼玉県深谷市野菜のテーマパークのような施設やコロナ禍でコミュニケーション不足になっていることから、緑地公園、公園カフェなど憩いの場所を提供して欲しかった。</p>	<p>については決定次第、お知らせします。</p> <p>本事業の実施にあたり、テレビ電波の遮へい障害が発生する可能性がある予測された地域については、事前に適切な対策を行う計画です。遮へい障害の予測範囲の外側においても、散発的に遮へい障害が発生する可能性があることから、工事中及び供用時を通して遮へい障害が生じた場合には、状況を確認の上、速やかに適切な措置を講じる計画です。</p> <p>3.8 景観</p> <p>植栽の剪定、道路への落ち葉の清掃、側溝の落ち葉の清掃活動は、今後、詳細検討の上、対応します。</p> <p>3.9 地球環境</p> <p>本事業の計画地は、大阪国際空港や主要道路に近接していることから、物流施設の必要性や運送の利便性が高く、昨今における関西エリアでの安定した物流ニーズ、特に関西内陸エリアでの強い物流ニーズに対応できるものと考えています。また、大規模災害時における地理的優位性があることから物流を滞らせないという利点を勘案して、物流施設の整備を行うことを計画いたしました。周辺人口の多さに紐づく地域への配送を見据えた地域経済活性化と雇用機会の創出を目指し、伊丹市都市計画マスタープランに記載されています「産業が元気な都市づくり」にも貢献できればと考えています。</p>
97	<p><b>【要旨】</b></p> <p>当計画地に隣接し本計画によって、最も環境影響を受けると予測される私たちラ・ヴェール伊丹昆陽池自治会員は、昨年度開催された「(仮称)伊丹市鴻池計画に係る環境影響評価」審議会(全3回)を傍聴させていただき、事業者との直接協議も行ってまいりました。その結果も踏まえ、当準備書に対する意見を取りまとめ提出させていただきます。どうぞ査収のほど、お願い申し上げます。</p> <p><b>【内容】</b></p>	

<p>以下のとおり、「(仮称)伊丹市鴻池計画に係る環境影響評価概要書に対する第1次審査意見書」の各章に基づいて、住民意見を述べさせていただきます。</p> <p>1. 全般事項(1) 交通</p> <p>&gt;(ア)住居地域と隣接していることなど、物流施設の特性を踏まえた環境影響評価とする</p> <p>&gt;ために適切な調査および資料収集を行うこと。</p> <p>それに基づいて、予測手法を明記した上</p> <p>&gt;で、施設の運営形態に応じた時間帯ごとに想定される車両の出入り台数、一日の車種別</p> <p>&gt;発生交通量等を環境影響評価準備書に記載すること。</p> <p>審議会と伊丹市では、「住宅地域に隣接する物流倉庫の特性」を踏まえ今回、環境影響評価の基準は騒音規制法の住宅地域(第2種)の基準にて評価すると取決め(住宅地域への特段の配慮)されていたが、すべての評価項目において準工業地域(第3種)による評価結果が準備書に記載されている。</p> <p>住宅地域(第2種)による環境基準を達成できるのか。作業時間の見直しに影響するため、すべての調査項目において住宅地域の基準にて評価した結果を準備書に訂正記載されたい。なお、「住居地域と隣接する物流施設の特性」に対する調査・評価を実施した形跡が見当たらない。</p> <p>①臨海部の埋立地に建設された事例(日立物流倉庫:昨年度大規模火災の発生)</p> <p>②山間部に建設された事例(猪名川町プロロジスパーク:大規模消防訓練の実施)</p> <p>③農村部に建設された事例(千葉県流山市:住民との共生)</p> <p>通常の住宅地域から離れた場所に建設される①②③のような物流倉庫と、今回のように、住宅地域に建設する物流倉庫との違いが準備書作成者に意識されていない。</p> <p>住宅地域に建設された事例の資料収集、調査に関する記載がない。「住宅地域に隣接する物流倉庫の特性」に関する事項を明確に説明し、その根拠となる調査報告および収集資料を提示し、住民の納得が得られるよう、具体的に準備書に追記されたい</p>	<p>1. 全般事項(1) 交通</p> <p>(ア)環境影響評価概要書の内容につきまして、環境審議会での最終的な意見として、伊丹市長から第1次審査意見書を受領し、その概要と事業者の見解を環境影響評価準備書(P5-1～5-2)に記載しています。騒音等に関しまして、「住居地域と隣接していることや24時間稼働を想定していることから騒音・振動・低周波音に対する環境保全措置については特段の配慮をすること。」というご意見をいただき、特に以下の配慮を行う計画としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> <p>環境影響評価準備書では、本事業計画地の用途地域である準工業地域(第3種)の基準で整理しましたが、近隣の住宅に配慮し、例えば騒音は、準工業地域の基準値より5dB程度抑えるような計画としています。また、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>また、「住居地域と隣接する物流施設の特性」を踏まえた環境影響評価とするため、当社が開発し、運営管理を行っている物件の中で、運営形態(複数テナントによる分割利用、365日24時間稼働)や立地条件(近隣が住宅地)の観点で、本計画と類似している施設3物件について調査を実施し、その結果を基に物流車両・通勤車両の台数、一日の発生交通量等を設定しました。これらの内容は、環境影響評価準備書P1-11、P3.1-43に記載しています(類似施設の具体的な施設名や調査結果の公表は控えさせていただきますが、愛知県内の1物件と神奈川県内の2物件について調</p>
--	---

<p>&gt;(イ)事業計画地周辺の状況を鑑み、工事中及び施設供用後における、具体的な交通安全対策について、環境影響評価準備書に記載すること。なお、ガードマンの配置についても検討すること。</p> <p>工事中のガードマン配置の記載はあるものの、施設供用後のガードマン配置への記載がない。施設供用後のガードマン配置と、住宅地域に隣接している物流倉庫の特性を踏まえた交通安全対策について明記されたい。</p> <p>住民の生活歩道を横断するたった一箇所の出入口に、大型トラック(全長18m)を含む、1,140(台/日)もの車両が出入りに対する、具体的な交通安全対策が示されておらず、説明会でも説明がなかった。</p> <p>入出庫口が一箇所であることは本計画の欠陥であり、入出庫口付近の慢性的な混雑が予測される。場内にトラック転回場なく退避場も殆ど設けられておらず、進入待ちトラックの路上駐車も予測される。</p> <p>住民は、入出庫台数から75秒に一回、警報機が作動し、深夜帯も含む24時間鳴り止まない警報機とトラック騒音による健康被害に不安を抱いているが、24時間鳴り止まない警報機に対する騒音対策が十分に記載されていない。</p> <p>住民の生活歩道を横断する出入口付近には、通勤・通学のバス停もあり、歩行者・バス・トラック・一般車両の混雑が予測される物流倉庫出入口付近のシミュレーションを実施されたい。</p>	<p>査を実施しました)。</p> <p>(イ)交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>供用時関係車両の入場待ちによる路上停車を防ぐため、敷地内にトラックの待機駐車場を配置することに加え、なるべく多くの駐車場を確保出来るよう計画していきたいと考えています。なお、類似施設を調査したところ、車両台数が多い施設で、1日にトラックの駐車場は約10回(1マス当たり約10台が出入り)していましたが、特に問題なく運営しています。本施設でも1日当たり10回程度となることを想定して計画しています。また、施設周辺で路上駐停車をしないようテナント宛注意喚起を行います。</p> <p>出庫警報装置の音につきましては、環境影響評価準備書の中で、出庫車両に対して警報機が鳴るという前提で騒音の予測計算を行っています。時間帯によっては、音が鳴らないようにすることも可能ですが、昼間と夜間で音の設定を変えて予測計算し、規制基準を満足するという結果になっています。トラックの騒音につきましては、住居が隣接していることを踏まえ、場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとするなどの配慮を行います。また、環境影響評価準備書「3.2騒音」の中で、工事車両、供用時関係車両の走行に伴う騒音の影響について、調査・予測・評価しており、予測の結果、環境基準を達成するものと考えられ、付加量は現況のバックグラウンドに対して、最大約2dBと予測されますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関等の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p>
--	--

<p>&gt;(2)その他</p> <p>&gt;(ア)工事中及び施設供用後の環境の変化について、住民の理解・納得を得られるよう、</p> <p>&gt;影響を受けると想定される住民に対し事業の実施に先立って十分な説明を行うことを環</p> <p>&gt;境影響評価準備書に環境保全対策として明確に記載すること。</p> <p>工事中及び施設供用後の環境の変化について、パース図とフォトモンタージュ以外、記載がない。供用後の騒音・操業時間・交通安全等に対する住民の不安に対する説明がない。昨年の審議会の指摘による概要書段階でのパース図も公開されないまま準備書が作成されているのは事業者による意図的な住民対策ではないか。今年春、事業者より住民に公開されたパース図では、建物の大きさを小さく見せるため遠近のスケールが意図的に改ざんされた疑いがあった。8/19;8/20 開催の準備書説明会の日時が、世帯数の最も多い隣接地である「ラ・ヴェール伊丹昆陽池」260戸の大規模修繕説明会と同日時に設定されたのは、事業者の意図によるものではなかったか。このように住民が納得できる、十分な準備書説明会が開催されたとは言えない。</p>	<p>(2)その他</p> <p>(ア)工事中及び施設供用後の環境の変化について、景観（フォトモンタージュ）以外にも環境影響評価準備書の中で、大気汚染、騒音等の9項目について現況調査を実施し、工事中や供用時にどの程度の環境影響が及ぶかを予測・評価しています。24時間運営という計画のもと予測を行った結果、本事業による著しい影響はないものと考えられます。なお、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p> <p>交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います（環境影響評価準備書P1-11に記載）。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>第1次審査意見としていただいた「(3)景観(オ)建物の短手及び長手方向からの断面図及び立面図を環境影響評価準備書に記載し、建物の形がわかるようにすること。」も踏まえ、環境影響評価準備書のP1-6に立面図、P1-7に断面図を掲載し、また、鳥瞰図（パース図）もP1-8に掲載しています。環境影響評価準備書の提出前に近隣にお住まいの方にお見せした鳥瞰図（パース図）は、少しでも本計画の建物のイメージをお伝えできるよう、環境影響評価準備書の提出に向けて作成途中であることをご説明差し上げた上でお示ししたものであり、意図的な改ざんは行っておりません。</p> <p>住民説明会の日程については、伊丹市の環境影響評価に関する要綱で、環境影響評価準備書の公表日（8月1日）から30日以内（8月30日まで）に説明会を開催することが定められています。開催回数等について伊丹市とも相談し、平日の夜と休日の日中に各1回実施することを決定しました。大規模修繕の説</p>
---	--

<p>&gt;(イ) 工事中及び施設供用後における事業者による住民相談窓口等を設け、十分に周知する</p> <p>&gt;るとともに、問題が発生した場合には、住民との協議や対策等の対応について具体的に</p> <p>&gt;環境影響評価準備書に記載すること。</p> <p>準備書説明会にて住民の要望として、環境アセス・工事中・供用後までの一貫した住民相談窓口を設置するように求めたが、「一貫した窓口の設置はできない」との回答であった。これまでの度重なる「テナントが決まるまで何も答えられない」という回答は、「建築確認さえ下りればよし」とする事業者の姿勢が伺える。</p> <p>&gt;(ウ) 工事用車両及び施設関連車両の運転者に対し、走行ルート上の事故多発箇所、利用</p> <p>&gt;経路等を周知し、通学児童、歩行者、自転車、一般車両等の安全対策について具体的に</p> <p>&gt;環境影響評価準備書に記載すること。</p> <p>トラック走行ルート上の事故多発箇所、利用経路等、通学児童、歩行者、自転車、一般車両等の安全対策に関する調査結果の準備書への記載が見当たらない。桜台コミュニティ役員会で「県道中野中筋線にはトラックが進入するのであれば、桜台コミュニティは計画に反対する」と主張され、準備書説明会(二回)で司会者が「県道中野中筋線にはトラックが進入しない方向で検討する」と発言された。迂回路の交通調査を検討されたい。</p> <p>このように特定住民の意見にのみ迎合する事業者の姿勢は、住民の更なる不信感を招いた。それが真実であるのであれば、公安委員会・警察との協議で、「4t 以上車両進入禁止の標識」を設置するための協議を行い、その結果を住民に報告されたい。</p> <p>&gt;(エ) 住居地域と隣接している周辺環境や、運営形態・事業規模が類似している事例を事</p> <p>&gt;業者において十分に調査し、当該調査結果及び有効な環境保全措置について県境影響評</p> <p>&gt;価準備書に反映すること。</p>	<p>明会の日程については存じ上げなかったため、結果的に開催日が重なってしまったという経緯です。</p> <p>(イ) 相談窓口について、環境影響評価準備書の説明会にてご説明差し上げましたとおり、環境アセス(工事開始前まで)は計画説明及び苦情・要望等の窓口対応業務を担っている株式会社CAST-UDであり、工事中は施工管理者、供用後は運営管理者と相談して決める予定です。現段階では未定のため、工事中の窓口は施工者決定後、工事開始前の間に周知します。本計画の共用開始後の窓口については事業者(三菱地所株式会社 物流施設事業部)にて設置・対応を予定していますが、詳細については決定次第、お知らせします。</p> <p>(ウ) 工事車両及び供用時関係車両の運転者に対し、走行ルート上の事故多発箇所・利用経路の周知、運転マナーの徹底を行います。交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います(環境影響評価準備書 P1-15 及び P5-1 に記載)。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項と致します。ルートを変更する場合、環境影響評価に必要な事項について、再予測を行います。</p> <p>敷地外での標識の設置は、行政・警察の管轄となります。事業者からいただいたご要望をお伝えすることは可能と考えています。</p> <p>(エ) 住居地域と隣接する物流施設の特性を踏まえた環境影響評価とするため、当社が開発し、運営管理を行っている物件の中で、運営形態(複数テナントによる分割利用、365日24時間稼働)や立地条件(近隣が住宅地)の</p>
--	---

<p>「住居地域と隣接している周辺環境や、運営形態・事業規模が類似している事例」の準備書への記載が見当たらない。説明会にて事業者は、「準備書にて事例3件を調査し、操業トラック台数を概要書の300台から400台に増加させ、トラックバースを38台分から39台分に増設した」と説明されたが、これは審議会の答申内容の本質が理解されていない説明内容である。</p> <p>&gt;2. 個別事項</p> <p>&gt;(1) 土壌汚染</p> <p>&gt;(ア) 土壌の汚染について、土壌汚染対策法および兵庫県の指導に基づき適切に調査・対応し、環境影響評価準備書に記載すること。</p> <p>&gt;地盤を2～3m掘り下げるが、土壌対策法に従い地下の土壌汚染は調査されたのか。日本板硝子研究所トリクロロエチレン使用されている可能性がある。</p> <p>準備書に、物流倉庫は土壌汚染物質を放出しないと記載されていたが、過去の土壌汚染に対する慎重な調査結果を、準備書に記載されたい。</p> <p>&gt;(2) 騒音・振動・低周波</p> <p>&gt;(ア) 住居地域と隣接していることや24時間稼働を想定していることから騒音・振動・</p> <p>&gt;低周波音に対する環境保全措置については特段の配慮をすること。</p> <p>&gt;(イ) 騒音・振動・低周波音について施設の運営形態・稼働時間を踏まえた適切な調査地</p> <p>&gt;点を選定するとともに、当該調査結果に基づき適切な予測及び評価を行うこと。</p> <p>環境影響評価基準は騒音規制法の住宅地域(第2種)の基準にて評価すると取決め(住宅地域への特段の配慮として)されていたが、すべての評価項目において準工業地域(第3種)による結果が準備書に記載されている。</p>	<p>観点で、本計画と類似している施設3物件について、入出庫実態調査を行いました。調査したところ、車両台数が多い施設で、1日にトラックの駐車場は約10回転(1マス当たり約10台が出入り)しておりましたが、特に問題なく運営しています。本施設でも1日当たり10回転程度となることを想定して、物流車両の台数、一日の発生交通量等を設定しました。</p> <p>2. 個別事項</p> <p>(1) 土壌汚染</p> <p>(ア) 現在、事業計画地は日本板硝子株式会社が稼働しており、有害物質使用特定施設の敷地となっています。土壌汚染の調査は、有害物質使用特定施設の廃止のタイミングとなり、土壌汚染対策法に基づき適切なタイミングで調査を実施する予定です。土壌汚染対策法に基づく調査の実施後に提出する図書、例えば、事後調査報告書に土壌汚染の調査結果を掲載する対応を考えています。</p> <p>(2) 騒音・振動・低周波</p> <p>(ア) 騒音・振動・低周波音につきましては、環境審議会での最終的なご意見として、左記(ア)、(イ)をいただき、特に以下の配慮を行う計画としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。</li> <li>・設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。</li> </ul> <p>(イ) 環境影響評価準備書では、本事業計画地の用途地域である準工業地域(第3種)の基準で整理しましたが、近隣の住宅に配慮し、例えば騒音は、準工業地域の基準値より5dB程度抑えるような計画としています。また、更に事業者の実施可能な範囲内で環境影響を回避又は低減することを目的として、準備書第6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。</p>
--	---

<p>図3.2-2に手書きで示すとおり、騒音規制法の住宅地域(第2種)で評価した場合、No.1の騒音レベルはすべて基準値を上回る。少なくとも深夜時間帯の操業を禁止すべきである。</p> <p>図3.2-3に手書きで示すとおり、騒音規制法の住宅地域(第2種)で評価した場合、No.1の騒音レベルは深夜時間帯において基準値を上回る。少なくとも深夜時間帯の操業を禁止すべきである。</p> <p>&gt;(3) 景観</p> <p>&gt;(ア) 住居地域と隣接していることや、計画されている高さ約30m、横幅約219mという</p> <p>&gt;巨大施設の規模を鑑み、景観に対する環境保全目標の設定及び環境保全措置については</p> <p>&gt;特段の配慮をすること。</p> <p>&gt;(イ) 景観調査地点(眺望点)について、計画建物が視認できるだけでなく、計画建物と周</p> <p>&gt;辺の状況がよくわかる十分な数の調査地点(眺望点)を選定すること。</p> <p>&gt;(ウ) 建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和</p> <p>&gt;を図ること。</p> <p>&gt;(エ) 敷地外周部の緑化における緑の高さ及び樹種の考慮による圧迫感軽減等による視覚</p> <p>&gt;的調和について、具体的に環境影響評価準備書に記載すること。</p> <p>&gt;(オ) 建物の短手及び長手方向からの断面図及び立面図を環境影響評価準備書に記載し、&gt;建物の形がわかるようにすること。</p> <p>事業者は、建物規模の大きさを昨年から公表せず、ひた隠しにしてきた結果、付近の住民は建物の規模を周知しておらず、建築工事の際に初めて驚愕することが予想される。今からでも住民への十分な説明周知を行われたい。</p> <p>準備書には、具体的な緑化計画の記載はなく、樹木の本数のみが記述されているが、その配置図が欠落している。</p> <p>&gt;(4) 地球環境</p> <p>&gt;(ア) 地球温暖化に配慮した具体的方法を環境影響評価準備書に記載すること。</p>	<p>図3.2-2及び図3.2-3は現況(道路交通騒音等の外部からの音を含む)の調査結果であり、敷地の中から発生する騒音については、事業者として可能な配慮を行います。</p> <p>(3) 景観</p> <p>新築する建物の規模等につきましては、昨年(令和3年)7月に環境影響評価概要書の中で公表しています。また、近隣にお住いの方々には、チラシ配布や環境影響評価準備書の説明会でも周知・説明をしました。</p> <p>緑化計画につきましては、環境影響評価準備書の中では、伊丹市公園・緑地等及び緑化の推進に関する技術基準を基に緑地面積を確保するという計画をお示ししました。環境影響評価の段階で、緑化計画や建物、外構の詳細な内容を決めるのではなく、環境影響評価を踏まえて詰めていき、具体的な計画は、今後、市関係部署と協議し、設計の段階で決定します。</p> <p>(4) 地球環境</p> <p>(ア) 環境影響評価準備書の中で、工事中及び供用</p>
---	--



	<p>当準備書は、地球温暖化に配慮する内容を記述するレベルにない。</p>	<p>時の温室効果ガス排出量を予測して把握し、事業の実施に伴う温室効果ガスを削減できるよう、実施する環境保全措置を記載しています。</p>
<p>98</p>	<p><b>【要旨】</b></p> <p>① 事故対策に関して ② 交通に関して ③ 大気汚染、騒音について ④ 景観 ⑤ 火災対策について</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>① トラックの通行予定道路は現在も事故の多い所です。通学や習い事、通院や買い物など自転車や徒歩、押し車で人が移動する道に日に 400 台ものトラック(通勤車を入れると 570 台)が往行することに対する危険意識が足りないと感じました。ドライバーに危険箇所を周知し出入口の警報を付けるだけでは防げないです。例えばドライバー規約など制定し、ドライバーの労働時間、睡眠時間、ミラーを複数設置で死角をなくす、月一の定期点検など義務付けし違反時の対応も載せる。警備人員を常時おく等もっと具体的にそして真剣に考えていかないと事故は必ず起きると思われます。また前回の予定台数 250~300 台を 400 台に変えてますが、良いのでしょうか？</p> <p>② 倉庫周りは住宅地です。特に隣のマンションの住人が車で県道に出る時、今でもバスや乗用車で出るのにしばらく時間がかかります。ここに 570 台×2 の車が通ると非常に出来なくなる可能性があり信号機が必要です。事業者の経費で信号機の設置と維持をしてほしいと思います。</p> <p>③ トラックの排気ガスと 24 時間の騒音で住人に健康被害が及びます。数か所の計測で問題ないとされているが、騒音において住宅地(第 2 種)の基準はすでに超えています。ここは飛行機騒音自動車騒音の大きい</p>	<p>①交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行う他、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。</p> <p>住居地域と隣接する物流施設の特性を踏まえた環境影響評価とするため、類似施設を調査したところ、車両台数が多い施設で、1日にトラックの駐車場は約 10 回転(1マス当たり約 10 台が出入り)していましたが、特に問題なく運営しています。本施設でも 1 日当たり 10 回転程度となることを想定し 400 台としました。</p> <p>②計画地南側のマンションと事業計画地との間にある生活用道路の前面を通過する車両は、本計画地から出庫する 570 台となりますが、工事車両及び供用時関係車両の運転者に対し、運転マナーの徹底を行うとともに、計画地南側のマンションと事業計画地との間にある生活用道路の前面を通過する際は、生活用道路から出てくる車に配慮するよう呼びかけます。</p> <p>信号機の設置については、行政・警察の管轄となります。事業者から「住民意見書で要望があったこと、事業者が信号機を設置できるか」と相談することは可能と考えています。</p> <p>③環境影響評価準備書の中で、大気汚染、騒音の影響について、調査・予測・評価しています。予測の結果、環境基準等の基準値を下回ることなどから著しい影響はないものと考えられますが、更なる影響の低減を図るため、準備書第</p>

	<p>所で住民はすでに我慢しているのです。そして深夜は第3種をも超えるのでは。24時間操業から夜間はやめるべきです。環境庁から市町村へ指導が入ると思われます。またトラックの排気ガスは通行者生活者がすぐそばで吸うもので健康にとても悪いです。補償を含め対応策を願います。</p> <p>④ フォトモンタージュで景観が周りと調和している。との事ですが、隣マンションから見る時の圧迫感はずごいものです。まさに30mの壁(要塞)が220mもつづくのです。植栽を植えてもこの高さの圧迫感は軽減されません。いままで入ってきた心地よい風もなくなります。高さを下げて下さい。15mが望ましいです(4階→2階へ)</p> <p>⑤ 近年倉庫火災が多発してます。環境審議の対象とされないのはおかしいと思います。舞洲においてはスプリンクラーや防火シャッターが設置されてても防げていません。この図面では隣マンション際までの設計で消防車が入る通路がありません。消防車の進入路を倉庫周りに設計下さい。マンションとの間の細い道を使うと住人は駐車場から全く出れなくなり危険にさらされます。</p> <p>⑥ 住宅地に配慮頂き 45 フィートトレーラーは不可にして頂きたい。(全長 18M あります) 又、細い通学路(県道中野中筋線)は通行不可として下さい。</p>	<p>6章に記載した環境保全措置を実施する計画です。環境影響評価準備書では、本事業計画地の用途地域である準工業地域(第3種)の基準で整理しましたが、近隣の住宅に配慮し、例えば騒音は、準工業地域の基準値より5dB程度抑えるような計画としています。敷地の中から発生する騒音については、事業者として可能な配慮を行います。なお、物流施設の機能上、24時間稼働となりますが、夜間、深夜、早朝に限らず、環境や安全に配慮します。</p> <p>④事業成立のため、規模縮小のご要望にはお応えできかねますが、敷地外周に緑化を施し、景観に配慮するとともに圧迫感を軽減させる計画です。建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、周囲の建物との調和を図ります。</p> <p>環境影響評価では、強風となるビル風については発生する頻度がどの程度かをもとに評価を行う指標があります。本計画の建物高さは一般的にビル風が懸念される60m以上の高層建築物と比較して低いことや、外周部に緑地も設けることから、強風はある程度防ぐことができると考えています。</p> <p>⑤本計画については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利(防火水槽)、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</p> <p>⑥本計画の運行ルートで、鴻池南の交差点から西側の中野中筋線については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。</p>
99	<p><b>【要旨】</b>  <b>審査意見書の回答、景観の特段の配慮、植栽計画、火災対策、住民意見の対応、について</b></p>	

【内容】

・審査意見書において、騒音、景観に対し「特段の配慮をすること」の記載があるのも拘わらず、明確な回答がありません。トラックの台数は増え、建物の南西部の角が出隅となり、従前より環境が悪くなりました。それ以外にも「環境影響評価準備書に記載すること」との幾つかの項目にも、明確な回答がありません。審議委員の総意である、伊丹市長からの審査意見書にもっと、真摯に受け止め対応して頂きたいと思えます。何のための審査意見書なのか疑問に思えます。

・新設建物の圧迫感を緩和するために外観形状の変更を提案いたします。4階の床を他の階と同じように北側へ伸ばし、短手の東西面の両面の2階から上をひな壇形状にして下さい。床面積の確認については、長手方向 219m/21 スパン=10.4m と短手方向 51m/5 スパン=10.2m の大きさを1区画とすると・新設建物の区画数は、1階:103ケ、2階:103ケ、3階:101ケ、4階:80ケ 計387ケ ・提案形状の区画数は、1階:105ケ、2階:105ケ、3階:95ケ、4階:85ケ 計390ケ、となり提案建物の方が3区画分多く延べ面

・住居が隣接していることを踏まえ、特に以下の配慮を行います。

<騒音>

- ①場内の車両走行路やトラックバースは、北側をメインとしていること。
- ②設備機器はできる限り住居に面した南側の配置を避け、南側に配置する場合は防音壁を設置する計画であること。

<景観>

- ①建物の外観、色彩等については、今後、市関係部署と協議し、周囲の建物や景観と調和するよう検討をすること。

トラックの台数については、「住居地域と隣接していることなど、物流施設の特性を踏まえた環境影響評価とするために、適切な調査および資料収集を行うこと。」という審査意見を踏まえ、類似施設で出入庫実態調査を行いました。調査したところ、車両台数が多い施設で、1日にトラックの駐車場は約10回転（1マス当たり約10台が出入り）しておりましたが、特に問題なく運営しています。本施設でも1日当たり10回転程度となることを想定して、物流車両の台数を1日400台と設定しました。建物の南西部の角は1階～4階まで1ブロックずつ計4ブロック増えましたが、北東側の3階～4階の2ブロックずつ計4ブロック減らしました。審査意見書への対応につきましては、環境影響評価準備書作成時点で可能な範囲で記載しました。

・日影規制の関係から4階の床を北側に伸ばすことが難しいことをご理解いただけますと幸いです。建物の外壁の色彩等については、市関係部署と協議し、圧迫感の軽減や周囲の建物との調和を図るよう検討します。

<p>積が増えます。表 5-1(2)(3) 景観(ア)の景観に対し、特段の配慮がまだ明確にされていないので、この提案を「特段の配慮」として検討して頂きたいと思います。「常識外・出来ない・無理でなく、出来る・やる」の方向で検討をお願いします。実例として、千葉県にひな壇形状にした物流施設があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽計画について、表 1.3-2 より、植栽本数が高木 121 本、中木 236 本、低木 360 本、合わせて 717 本とありますが、どこに何を植栽するか記載がありません。717 本の植栽は本当に可能なのでしょうか、この植栽は、新設建物の高さ 30m の圧迫感を緩和する目的のものです。植栽の場所を明確にし、記載通りの本数を植栽して圧迫感を緩和して下さい。</li> <li>・近年、埼玉県三好町のアスクル、大阪市舞洲の日立物流倉庫等で大きな火災が発生しました。この大型物流倉庫の大火災を教訓とし、今後建設予定の新設建物に対し、火災を起こさない為の対策と火災が起こった場合の対策について、どのように反映されるのか、火災になれば近隣の住民に迷惑をかける事も含めた具体策を検討して下さい。</li> <li>・住民意見として、火災（避難、消火活動）、交通安全（バス停の場所、歩行者、大型トラックの絡み、マンションの駐車場を出て北方面に行く右折が特に危険）等、課題が残されたまま着々と事が進んでいます。問題を他所に振らず、水平展開して現状の状況に沿った対応をして頂きたいと思います。何か事が起きる前に対策をお願いします。</li> </ul> <p>以上、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊丹市公園・緑地等及び緑化の推進に関する技術基準に適合する本数の植栽を行うとともに、敷地外周に緑化を施し、圧迫感を軽減させる計画ですが、環境影響評価の段階で、緑化計画や建物、外構の詳細な内容を決めるのではなく、環境影響評価を踏まえて詰めていき、具体的な計画は、今後、市関係部署と協議し、設計の段階で決定します。</li> <li>・火災が起こった場合の対策については、今後行う伊丹市消防局との消防協議の中で、消防活動空地や消防水利（防火水槽）、防火訓練等についての協議を行い、指導に基づいた計画を行います。</li> <li>・交通安全に向けて、車両出入口への出庫警報装置の設置や、運転者への注意喚起などの安全対策を行います。また、車両の出入口については、安全の担保、交通渋滞の回避、公共交通機関の妨げにならないという観点で、市関係部署と協議を進めています。なお、本計画の運行ルートで、鴻池南交差点から西側の一般県道 335 号（中野中筋線）については、道路幅員も狭く、桜台小学校の通学路になっていることから、安全面を考慮して運行ルートとして利用しないように施設ルールとして定め、今後決定する工事施工者並びに運営後のテナントの順守事項とします。引き続き、事業者として対応可能なことについては、配慮を行います。</li> </ul>
---	---

(凡例)

【要旨】：ゴシック体

【内容】：明朝体